

第四次川南町長期総合計画
基本計画
(2006~2010)

生まれて育ったことに誇りの持てるまち
川 南

平成18年3月
宮崎県川南町

目 次

第1章 計画の主要指標

第1節 人口	1
1. 人口と世帯数	1
2. 年齢区分別人口	1
3. 労働力人口及び就業人口	2

第2章 誰もが住みたくなる郷土の創造

第1節 有効的な土地利用	4
1. 土地利用計画	4
第2節 道路網の整備	6
1. 幹線道の整備	6
2. 都市計画道路	7
3. 道路の安全対策	8
第3節 生活環境の整備	9
1. 公営住宅	9
2. 上水道	11
3. 公共下水道	12
4. ごみ処理	14
5. 公害防止	15
6. 河川の浄化	16
第4節 安全な地域社会づくり	17
1. 交通安全対策	17
2. 消防・防災	19

第3章 自然を生かした活力ある地域産業の展開

第1節 農業の振興	20
1. 農用地の確保	20
2. 経営の安定化	22
3. 農業後継者の確保と育成	24
4. 食育の推進	26
5. 農業生産基盤の整備	27
6. 農業用水	28
7. 農村生活環境の整備	30

第2節 漁業・林業の振興	31
1. 漁業の振興	31
2. 漁村環境の整備	33
3. 林業の振興	34
第3節 商工業の振興	36
1. 魅力ある商店街づくり	36
2. 工業の振興	37
第4節 観光資源の開発	39
1. 観光の振興	39

第4章 健康で思いやりのある社会づくりの推進

第1節 保健衛生の充実	41
1. 健康づくりの推進	41
2. 予防対策	43
第2節 社会福祉の充実	44
1. 児童福祉の推進	44
2. 高齢者福祉の推進	46
3. 母子（父子）寡婦福祉の推進	48
4. 障害者（児）福祉の推進	49
5. 地域福祉施策の推進	50
第3節 社会保障制度の充実	51
1. 国民年金	51
2. 国民健康保険事業	52
3. 老人保健事業	56
4. 介護保険事業	59

第5章 個性豊かな人づくりと文化の高揚

第1節 学校教育の充実	61
1. 学校教育	61
第2節 社会教育の推進	64
1. 生涯教育の推進	64
2. 社会体育	66
第3節 町民文化の向上	67
1. 町民文化の高揚	67
2. 図書館の充実	68

3. 文化財の保護	6 9
-----------	-----

第6章 計画の実現に向けて

第1節 町民参加のまちづくり	7 0
1. 町民参加の推進	7 0
2. 開かれた行政	7 1
第2節 効率的行財政の推進	7 2
1. 行政改革の推進	7 2
2. 広域行政	7 3
3. 市町村合併	7 4
4. 財政運営	7 5

第1章

計画の主要指標

1 人口と世帯数

我が国の人団は戦後半世紀余り増加を続けてきたが、出生率の低下に伴う少子化の進行により、急速に伸びが鈍化し、平成17年の国勢調査の速報値では減少に転じている。

本町における人口推移も減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予想される。

人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08程度といわれているが、本町における合計特殊出生率を見てみると昭和60年で2.21、平成7年で1.88、平成14年で1.74まで低下してきている。

こうした状況をもとに人口推計を行った結果、目標年次の平成22年における人口を17,050人と予測した。

世帯数については人口に反して増加の傾向にあるが、これは核家族化の進行や非婚化志向の傾向が強まってきたためと思われる。こうした傾向は今後も一層増加するものと考え、目標年次の世帯数を6,054世帯、一世帯当たり構成員を2.8人と予測した。

人口・世帯数の予測

単位；人、世帯、%

区分	実績	※速報値	計画	17/12		22/12	
	平成12年	平成17年	平成22年	増減率	年率	増減率	年率
人口	17,630	17,323	17,050	△1.7	△0.3	△3.3	△0.3
男	8,265	8,228	8,116	△0.4	△0.1	△1.8	△0.2
女	9,365	9,095	8,934	△2.9	△0.6	△4.6	△0.5
世帯数	5,730	5,877	6,054	2.6	0.5	5.7	0.6
1世帯当たり	3.1	2.9	2.8	△6.5	△1.3	△9.7	△1.0

資料：国勢調査、推計（※速報値は修正分を含んだ数値を計上）

2 年齢区分別人口

医療技術の進歩による高齢化と出生率の低下による少子化の予想以上の進行は、全国的に年齢構造に大きな変化を示している。本町においても、平成7年から年少人口が老人人口を下回る結果となっており、その差は今後も拡大していくものと予想される。

年齢三区分別の構成比では、0歳～14歳人口は、平成12年の16.5%から低下していき平成22年には15.1%になると予測され、逆に65歳以上人口は、21.7%から26.0%と県平均を上回るスピードで高齢化が進行するものと思われる。また、15歳～64歳人口についても61.8%から58.9%に減少すると予測した。

年齢区分別人口の予測 単位；人、世帯、%

区分		実績	計画		17/12		22/12	
		平成12年	平成17年	平成22年	増減率	年率	延率	年率
0~14歳	人	2,907	2,654	2,573	△8.7	△1.7	△11.5	△1.1
	%	16.5	15.3	15.1				
15~64歳	人	10,904	10,563	10,044	△3.1	△0.6	△7.9	△0.8
	%	61.8	61.0	58.9				
65歳以上	人	3,819	4,106	4,433	7.5	1.5	16.1	1.6
	%	21.7	23.7	26.0				

資料：国勢調査、推計

3 労働力人口及び就業人口

労働力人口は、再雇用制度等による雇用年齢の引き上げやこれに伴う就労環境の整備により、高齢者及び女性の就業者数の増加が見込まれ、全体では平成12年の1.1%増の9,660人になるものと思われる。

これまで食料供給基地の一端を担ってきた第1次産業の構成比は、昭和60年には47.6%であったが、平成12年では34.8%までに減少している。新規参入者の減少などにより、さらにこの傾向は続くものと予想され、目標年次の平成22年で28.3%になるものと予測した。

第2次産業は、企業誘致等による雇用機会の増加により順調な伸びを示しているが、東九州自動車道の建設や尾鈴土地改良事業等の公共事業により今後も増加するものと思われ、平成22年には24.9%と予測した。

第3次産業は、余暇時間の増大や高齢化社会の到来に伴い、観光・リゾート関連産業やシルバー・情報産業等のサービス業を中心に最も発展が期待される分野であり、今後もさらに増加していくものと予想し、平成22年には就業人口の46.8%を占めるものと予測した。

労働力人口及び就業人口の予測

単位；人、世帯、%

区分		実績	計画		17/12		22/12		
		平成12年	平成17年	平成22年	増減率	年率	増減率	年率	
労働力人口	人	9,551	9,658	9,660	1.1	0.2	1.1	0.1	
就業人口	人	9,135	9,177	9,128	0.5	0.1	△0.1	0.0	
内訳	第1次産業	人	3,180	2,891	2,584	△9.1	△1.8	△18.7	△1.9
		%	34.8	31.5	28.3				
	第2次産業	人	2,033	2,209	2,273	8.7	1.7	11.8	1.2
		%	22.3	24.1	24.9				
	第3次産業	人	3,929	4,077	4,271	4.0	0.8	8.9	0.9
		%	42.9	44.4	46.8				

資料；国勢調査、推計

第2章

誰もが住みたくなる郷土の創造

1 土地利用計画

現状と課題

本町の総面積は9,027haで、このうち上面木山から尾鈴山にかけての西部山麓地帯を除いた大部分は、土地利用条件の良好な西高東低の緩やかな大地を形成しており、公共機関の集中している中央地区を中心に、国道、県道等の幹線道路沿いの唐瀬地区や新茶屋地区に住宅地が集中している以外は、農用地区域となっており、町民の生活及び産業の基盤としての土地利用が行われている。

地目別面積では農用地が最も多く、町土の41.6%を占めているが、平成12年から平成16年の推移を見ると、田で5haの減、畑で29haの減となっている。一方、宅地の状況をみてみると21haの増となっており、これらは核家族化の進行に伴うものではないかと思われる。

バブル経済の崩壊により、投機的な土地取引や大規模開発事業等は沈静化しており、土地利用動向としては全体的に比較的安定した状態が続いているが、今後、東九州自動車道の開通等を契機として新たな開発も予想されることから、今後の土地利用については、本町の恵まれた自然環境の保全に十分配慮しつつ、町民生活の安全と快適性の確保に努めるとともに、国土利用計画法及び各種個別法の適性かつ厳正な運用を行い、計画的で調和のとれた土地利用を推進していくことが重要となっている。

土地利用区分別面積の推移

単位：ha

年度 地目区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	H16-H12
農用地	3,786	3,774	3,764	3,752	3,752	△34
田	1,272	1,269	1,268	1,267	1,267	△5
畑	2,479	2,470	2,461	2,450	2,450	△29
採草放牧地	35	35	35	35	35	0
宅地	774	782	786	795	795	21
山林	3,332	3,312	3,312	3,312	3,312	△20
その他	1,134	1,159	1,165	1,168	1,168	34

土地利用現況調査

施策の内容

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

第三次国土利用計画（川南町計画）及び土地利用関係各法（農振法、農地法、都市計画法、自然公園法等）の適切な運用を行うとともに、自然環境や生活環境に配慮した計画的かつ総合的な土地利用を推進する。

- 住みよい町土づくり
- 健康な町土づくり
- 安全な町土づくり
- ふれあいのある町土づくり

(2) 土地の有効利用の推進

- 農用地

本町の基幹産業である農業の一層の発展を図るため、農業振興地域整備計画により設定した農用地区域内の農地の確保と農業生産基盤の充実に努めるとともに、農業公社により利用集積農地の高度利用を推進する。

- 宅 地

新たな宅地需要については、公園緑地等の居住環境の整備を推進しながら、用途区域を主とした都市計画区域や幹線道沿いの住宅化が進みつつある地区へ計画的に誘導するとともに、人口増加を図るため、宅地開発の可能性について検討を行う。

- 森 林

森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るため、川南町森林整備計画に基づいた森林資源の保全対策を推進するとともに、自然休養、レクリエーションの場としての活用についても検討する。

(3) 町有地の有効利用

未活用の町有地については、必要に応じて関係所管課で構成するプロジェクトチーム等を編成し協議を行い有効活用に努めていく。

1 幹線道の整備

現状と課題

道路は、町民の生活や経済活動を支える重要な公共施設であり、その整備については、従来から積極的に推進してきた。平成16年度末での町道の整備状況は、総実延長458.4 kmの内、改良済121.6 km（改良率26.5%）、舗装済421.3 km（舗装率91.9%）となっている。今後、東九州自動車道の供用開始が見込まれるなかでの道路整備は、国県道を骨格に、高速自動車道に連結するアクセス道路並びに流通幹線道路の整備が必要となる。したがって、幹線町道網を体系的に整備し、経済活動の活性化促進と併せて安全性を確保し、快適な生活基盤の充実を図る必要がある。

また、幹線道路の舗装及び橋梁については、建設年度の古いものも多く、今後は計画的に舗装打替、橋梁架替えを図る必要がある。

道路の状況

単位：km、%

区分	総延長	改良済	未改良	改良率	舗装済	未舗装	舗装率
1級町道	56.6	32.2	24.4	56.9	56.6	0.0	100.0
2級町道	49.3	16.8	32.5	34.1	49.3	0.0	100.0
その他町道	352.5	72.6	279.9	20.6	315.4	37.1	89.5
合計	458.4	121.6	336.8	26.5	421.3	37.1	91.9

平成16年度末現在

橋梁の状況

単位：箇所、m

区分	橋 梁	
	個数	総延長
1級町道	19	354
2級町道	22	208
その他町道	105	1,180
合計	146	1,742

平成16年度末現在

施策の内容

- 東九州自動車道に連結するアクセス道の整備促進
- 広域流通及び生活基盤幹線町道の体系的整備
- 通行の安全を図るための幹線町道の舗装打替修繕
- 重量制限や老朽化の見受けられる橋梁の計画的な架け替え検討

2 都市計画道路

現状と課題

本町における都市計画道路は、昭和46年3月の見直しにより、6路線、全延長15.4km（国道L=3.3km、県道L=4.33km、町道L=7.77km）が決定され、平成8年10月に東九州自動車道延岡西都線L=10.96kmが追加決定された。平成17年3月末現在の改良率は、49.5%（延岡西都線を除く。）となっているが、このうち、町道部分での改良が進んでいないのが現状である。特に、本町のメインストリートである垂門名貫線については、下水道管理設による影響もあり、路盤の傷みがひどく早急な対応が必要である。

今後は、都市計画地域における道路網を十分研究、協議したうえで、路線の検討見直しを行い、快適な都市環境の創出に努める必要がある。

都市計画道路の状況

単位：km

路線名	計画延長		改良済延長		備考
	用途区域内	用途区域外	用途区域内	用途区域外	
延岡西都線	0	10.96	0	0	東九州自動車道
新茶屋中須線	3.30	0	3.30	0	国道
垂門名貫線	2.00	0	0	0	
中里唐瀬線	1.40	0	1.40	0	県道
清瀬垂門線	2.20	1.20	0	0	
崩牟田上町線	0.38	1.47	0	0	
浪掛平鈴線	1.00	2.45	0.48	2.45	一部県道
合計	10.28	16.08	5.18	2.45	

平成17年3月31日現在

施策の内容

- 商店街活性化の各種計画に基づき、商工会、商工業者等と連携しながら、機能的かつ効率的な道路整備を推進する。
- 幹線町道網との整合性を図りながら見直しを進める。
- 交通の円滑性を高めることに加え、快適で潤いのある道路空間の創出を目指し、お年寄りや障害者も安心して通行できるバリアフリー化に努める。

3 道路の安全対策

現状と課題

本町の主要幹線道路等をはじめとした道路総延長は、県内市町村の中でも上位に位置し、このため危険箇所や見通しの悪い箇所（カーブ、交差点）等を多くかかえ、老朽化したカーブミラー等の交通安全施設も計画的に建替えを図っていく必要がある。また、平成16年度末における歩道延長状況は、1級町道（16.2km）、2級町道（7.6km）、その他の町道（8.0km）で総延長31.8kmとなっており、このうち通学路については、ほぼ整備されているが、老朽化による大規模な修繕箇所や新規格の改良が必要な箇所も一部見受けられる。

今後も、交通事故防止と災害安全対策のための道路安全諸対策に積極的に取組み、安全・快適な道路づくりを一層推進する必要がある。

施策の内容

- 主要幹線道及びその他町道の道路安全対策の現状調査
- 歩行者、自転車利用者等を保護するための道路安全対策
- 通学路における歩道の整備

1 公営住宅

現状と課題

豊かさとゆとりを持続し、健康で文化的な生活を実現するためには、住宅単体の性能向上はもとより、良好な住環境の整備を図ることが極めて重要である。

このために公営住宅は、少子高齢化の進展、家族形態の変化、社会的弱者の多様化、所得水準の変化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、真に「住宅に困窮する低額所得者」に対し、地域の実情を反映しつつ、より公平、的確に公営住宅を供給できるよう努める必要がある。

本町における公営住宅は現在、管理戸数486戸で住宅の不足緩和に寄与してきたが、質的な面では、居住環境が低水準となっているものも多く、また、老朽化している住宅の全公営住宅に占める割合も高くなっている。こうしたことから、今後は良質な住宅ストックの整備が必要で、建替えまたは新規建設によるなど質的向上が重要な課題である。

また、既存公営住宅の管理については、団地ごとに管理計画を策定し、適正な維持管理を行うことが必要である。

公営住宅の状況

団地名	建設年度	戸数	構造	平均床面積／戸
ひばりが丘住宅	S 3 8	4	簡易平屋	32.72m ²
出水住宅	40～41	32	簡易平屋	32.00
昭和住宅	40～41	12	簡易平屋	31.30
桜が丘住宅	41～43	48	簡易平屋	34.02
新茶屋住宅	44～45	38	簡易平屋	34.34
塩付西住宅	46	12	簡易平屋	35.76
中央住宅	47	16	簡易平屋	37.59
さざんか住宅	48～50	56	簡易平屋	43.08
南中須住宅	51～52	40	簡易平屋	51.46
豊原住宅	53	24	中耐3階	66.54
番野地住宅	54～55	48	中耐3階	66.90
十文字住宅	56	12	簡易2階	66.20
山本住宅	56	12	簡易2階	67.48
白坂住宅	57～59	54	中耐3階	67.53
塩付住宅	H 6	18	中耐3階	84.13
新橋住宅	7～8	36	中耐3階	87.17
ひばりが丘住宅	15	24	中耐3階	53.86

(平成18年3月末現在)

施策の内容

現有公営住宅は、団地ごとに現状のまま維持管理するもの、建替え、用途廃止をするもの等について再度検討を行い、管理方針を明確にして維持管理に努める。

また、今後の住宅ストックの整備を含め、新規建設については、需要の動向を見つめながら、建替えを主とした整備の促進を図り、高齢者等の生活に対応できる住宅の供給に努める。

2 上水道

現状と課題

本町の水道は、昭和48年度に広域簡易水道事業の認可を受け、昭和50年4月に給水を開始した。上水道事業として昭和54年度事業経営変更及び第1次拡張工事を実施し、平成元年度に松原・伊倉簡易水道を統合する第2次拡張工事を行った。平成13年度事業経営変更及び平成14年度第3次拡張工事を行い現在に至っている。

平成12年度から5年間の水の需給動向を見ると、給水戸数が3.6%の増、生活・文化水準の向上による有収水量が3.1%増に対し、年間配水量については6.8%の増となっており、このことは漏水量の増が大きな要因を占めており漏水対策に取り組んでいる。また、施設については、老朽化による諸問題が発生することが考えられる。

今後の課題としては、安全で良質な水道水の安定供給を確立するため、老朽化する施設の改修及び災害対策の面から石綿管の布設替えが急務である。

業務量

(単位：人・戸・m³・%)

	平成12年度	前年比	平成13年度	前年度	平成14年度	前年度	平成15年度	前年度	平成16年度	前年度
給水人口	17,384	△0.1	17,309	△0.4	17,226	△0.5	17,225	△0.01	17,157	△0.4
給水戸数	5,873	0.8	5,944	1.2	5,981	0.6	6,001	0.3	6,087	1.4
年間配水量	2,158,260	△8.6	2,299,292	6.5	2,272,694	△1.2	2,242,961	△1.3	2,305,466	2.8
1日平均配水量	5,913	△8.3	6,299	4.8	6,227	△1.1	6,145	△1.3	6,316	2.8
年間有収水量	1,723,963	0.9	1,744,998	1.2	1,758,727	0.8	1,749,699	△0.5	1,778,113	1.6
1日平均有収水量	4,723	1.2	4,781	1.2	4,818	0.8	4,794	△0.5	4,872	1.6

施策の内容

上水道の安定供給対策等合理的、効率的な維持管理運営を図るため、計画的に施設の専門的な点検調査を行うとともに、耐用年数及び耐震対策の面から災害に強い施設を目指し、第3次拡張事業実施計画と、配水施設の更新改善を早期実施する。

3 公共下水道

現状と課題

近年、生活環境基盤施設の整備が進み、誰もが健康で文化的な生活を営むことができるようになってきた。このことにより、家庭等の雑排水が水路及び河川等の公共用水域に排出され水質汚濁を招いており、公共用水域の水質改善を図ることが重要な課題となっている。

このようなことから、平成6年度に川南町公共下水道基本計画を策定し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の整備を目的として、本町人口の約30%を占める都市計画用途区域265haと、これに隣接した区域の30haを合わせた295haを下水道全体整備区域とし計画した。平成9年度から事業効果の高い住宅密集地区の面整備を実施し、現在117haが完了しているが、合併浄化槽設置から年月が経過していない等の問題があり加入率が伸び悩んでいる。

下水道事業の安定的な経営を確立するため、住民に下水道事業の趣旨を理解していただき、未加入世帯の加入率の向上を図ることが必要である。

川南町公共下水道事業計画概要

項目	全体計画	事業認可(当初)	変更事業認可(第1回)	変更事業認可(第2回)
下水道計画目標年次	平成26年			平成22年
下水道計画区域(ha)	295	60	117	195
下水道計画人口(人)	4,900	1,900	2,620	3,920
事業年次	平成9年度 ～ 平成26年度	平成9年度 ～ 平成14年度	平成15年度 ～ 平成17年度	平成17年度 ～ 平成22年度

公共下水道加入状況

	平成16年度	平成17年度
区域内人口(2,318人)	643	272
区域内施設(1,172件)	276	121

平成17年12月末現在

施策の内容

(1) 公共下水道事業区域の計画的整備

生活環境の改善、良好な水環境を維持・回復していく上で、下水道の重要性は一段と高まってゆくものと予想されるので、町の財政計画と調整を図りながら計画的に整備を進める。

(2) 町民へのPR及び加入促進

下水道事業を円滑に推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であるので、住民説明会やパンフレット、広報誌等によるPRに努め積極的に加入を促進する。

(3) 公共下水道事業区域の見直し

未認可区域100haについては、事業の進捗を見ながら合併処理浄化槽との費用対効果の検討を行い、必要に応じて区域の見直しを行う。

4 ごみ処理

現状と課題

ごみ処理は、町内を4地区に分け資源ごみの紙類、金属類、古布類と不燃物について月1回、飲料用缶、空きびんとペットボトル、プラスチック類を月2回、可燃物を週2回収集し、西都児湯環境整備事務組合の西都児湯クリーンセンターに持ち込んでいる。西都児湯センターに持ち込まれた資源ごみでリサイクルできるものは各々の業者へ引き渡され、可燃物については広域処理施設である宮崎県環境整備公社のエコクリーンプラザみやざきへ運ばれ焼却処理されている。

坂の上不燃物等中継施設では、町内の各集積場に出さないものについて、生ごみを除くごみ（可燃物、資源ごみ、不燃物、粗大ごみ）を直接町民が持ち込み、ここを中継点として西都児湯クリーンセンターへ搬送している。

収集運搬について、プラスチック類、ペットボトルを民間委託しているが、その他についてはシルバー人材センターと人材派遣の委託契約を結び収集運搬業務に当たっている。現在のところ、直営の方が経費的に妥当と思われるが、民間委託も念頭に置かなければならない。

ごみの排出量は年々増加の傾向にあり、平成16年度から資源ごみのリサイクル化ということで分別の徹底を図っているが、まだまだ不十分であり不法投棄もまだ見受けられる。ごみ排出者一人ひとりの意識の高揚が重要な課題となっている。

施策の内容

- ごみ分別の徹底及び減量化に向けた取り組みの積極的推進
- 環境パトロールの実施
- ごみ処理の有料化

5 公害防止

現状と課題

公害は、産業廃水、畜産糞尿及び生活排水等による悪臭、水質汚濁、衛生害虫の異常発生等があげられる。特に本町は畜産の町であり、その振興と公害防止という両面から畜産環境の対策を講じる必要がある。

また、経済活動の拡大や生活様式の多様化などに伴い、自動車交通による大気汚染や騒音、廃棄物の不適正処理、生活排水等による河川等の汚濁といった問題に加え、ダイオキシン類を始めとする環境ホルモン・アスベストなどの問題が生じている。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題が顕在化しており、その解決は人類共通の課題である。

施策の内容

家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の遵守に関する広報、啓発活動を継続的に実施し、町民各々の公害防止の意識を高める施策を講ずる。

公害の発生源や不法投棄の原因者に対しては、責任を明確にするとともに関係機関と連携して指導の徹底を図る。

6 河川の浄化

現状と課題

公共用水域の水質保全を図るうえで、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっている。

家庭ができる対策として、住民一人ひとりの工夫と心がけにより、公共用水域に排出される汚濁負荷量をできるだけ少なくするよう啓発活動を推進するとともに、発生源対策として公共下水道、合併処理浄化槽の整備を推進する。

公共下水道加入状況（供用開始区域内分） 単位：件

	平成16年度	平成17年度
区域内施設（1,172）	276	121

平成17年12月末現在

合併処理浄化槽の設置状況（補助分） 単位：基

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
新築	47	37	62	36	29	26	237
汲み取り改造	12	18	13	16	17	9	85
単独改造	26	26	7	24	13	9	105
合計	85	81	82	76	59	44	427

平成17年12月末現在

施策の内容

生活排水対策の推進等による河川等の汚濁防止、合併処理浄化槽の整備等、水質浄化対策を推進していく。また、町民生活や産業活動など循環型の地域社会を形成するなど幅広い分野にわたる環境保全施策を展開していく。

1 交通安全対策

現状と課題

町民が手軽に利用できる公共交通機関の少ない本町では、交通手段として自家用車、バイク、自転車が利用されており、運転免許人口や一家族の自家用車所有台数は増加し、町内での交通事故も増加している。

交通事故防止のためには、交通安全教育の推進が不可欠であり、事故原因を分析し、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めながら、町民参加の安全対策を推進する必要がある。

また、住民が事故の加害者、被害者とならないように事故情報の提供、住民からの交通安全への提言を各関係機関と協議し、交通安全運動を推進していくことが重要である。

交通事故の状況

単位；件、人

年度 区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
発生件数	165	117	136	143	145
死者数	3	9	1	1	2
負傷者数	219	154	193	203	206

道路別事故の状況

単位；件、人

区分	国道	県道	町道	その他	合計
件数	74	16	50	5	145
死者	0	1	1	0	2
負傷	112	19	70	5	206

(平成16年度)

道路形状別事故の状況

単位；件、人

区分	交差点	交差点付近	カーブ	直線等	その他	合計
件数	55	15	8	63	4	145
死者	2	0	0	0	0	2
負傷	81	17	10	94	4	206

(平成16年度)

施策の内容

(1) 道路交通環境の整備

交通弱者、車両の安全を図るため、道路整備、信号機及び道路標識等の設置による危険箇所解消を関係機関に要請し、その整備に努める。

(2) 交通安全教育の推進

交通社会の一員として責任の自覚、交通安全ゆずる優しさ待つゆとりを原点とし、警察、関係機関及び団体と連携を密にし、家庭、職場、地域が一体となり交通事故防止について徹底を図る。

(3) 広報活動の推進

住民一人ひとりの交通安全意識の高揚をめざし、広報活動を強化するとともに、町民総参加の広範な交通安全運動を推進する。

2 消防・防災

現状と課題

戦後、自治体消防として発足以来、東児湯消防組合による常備消防体制の整備、分団制導入による消防組織の再編成、県及び町の防災行政無線の整備、大規模災害に備えての宮崎県市町村防災相互応援協定の締結等、その時代に応じて消防・防災対策が講じられてきた。また、近年はインターネットを利用した防災情報システムの充実などニーズに応じた対応が取られている。

しかしながら、発生が心配される日向灘沖地震や東南海・南海地震による震災や津波、近年猛威をふるっている台風による被害などに対する備えが万全とは言えない。今後は、地域防災計画の見直しを行うとともに、ハザードマップの作成を行い地域住民の防災意識の向上、さらには自主防災組織の育成に努める必要がある。

また、平成16年に成立した「国民保護法」に基づき、国民保護計画の策定を行うとともに、避難誘導体制の確立等を行う必要がある。

近年のこのような環境の中、消防団の重要性が高まっており、団員の確保に努めるとともに、各種教育訓練を実施し団員の資質向上、地域防災力の更なる強化を推進していく必要がある。

施策の内容

(1) 計画・マニュアルの策定

多様化する災害に対して地域防災計画の見直しを行うとともに、マニュアルを作成し災害に対する体制作りを行う。また、国民保護計画の策定、避難誘導体制の確立を行う。

(2) 住民の防災意識の向上

各種災害に対するハザードマップの作成を行うとともに、住民への周知を行い防災意識の向上を促す。また、自主防災組織の育成に努め、避難誘導体制の確立を行う。

(3) 消防団の充実

近年、消防団の担う役割は、消防・防災・国民保護と多様化している。団員の確保、教育訓練の充実等に努め、消防団の組織強化を図る。また、消防・防災設備の更新を行い様々な災害に対する備えを行う。

(4) 施設・設備の充実

避難所や防災拠点となる施設の耐震化や災害弱者に対する対応を行う。また防災行政無線の維持管理を行うとともに、将来に向けて設備の更新計画を策定する。

第3章

自然を生かした活力ある地域産業の展開

1 農用地の確保

現状と課題

本町の経営耕地面積は、昭和55年を100とすると、平成17年では16ポイント減少の84となっている。昭和55年から10年間の減少が12ポイント、その後の15年間の減少が4ポイントで減少傾向は少し鈍ってきてている。これを田・畑・樹園地ごとに見ると、田の減少幅は5ポイントと小幅なのに対し、畑で8ポイント、樹園地では67ポイント減の33と大幅な減少を示している。

また、遊休農地では、平成7年度が153ha、平成11年度が273haと4年間で120haも拡大しており、その多くは山麓部に集中している。さらに、農地転用状況では、過去15年間の転用面積は188.7haで、田が34.8ha、畑が153.9haとなっている。

これらの状況は、就農者の高齢化、後継者不足が大きな要因ではあるが、農業形態が収益性の高い施設型農業へ移行しているため、農地未活用の減少が表れているものと思われる。また、遊休農地が山麓部に多く見られるのは、みかん園跡地の放置が主な原因である。

平地部でも農地余り現象が見られる中、起伏の多いみかん園跡地が農地として活用可能かを再検討する必要がある。

一方、農用地の圃場整備率は85%で、現在進められている畑作地帯の尾鈴地区畑地かんがい事業をはじめ、未整備地区の農地保全事業、用排水路整備等を進め、今後とも優良農地確保に努める必要がある。

農家戸数の推移

単位：戸

年	総戸数	指数	専業	指数	第1種兼業	指数	第2種兼業	指数	兼業計	指数
昭和55年	2,130	100	792	100	639	100	699	100	1,338	100
〃60年	2,017	95	782	99	543	85	692	99	1,235	92
平成2年	1,803	85	746	94	467	73	590	84	1,057	79
〃7年	1,610	76	634	80	414	65	562	80	976	73
〃12年	1,395	66	488	62	347	54	560	80	907	68
〃17年	1,013	46	483	61	295	46	235	34	530	40

農林業センサス、推計

経営耕地面積の推移

単位：ha

年	田	指数	畠	指数	樹園地	指数	計	指数
昭和55年	1,160	100	1,308	100	474	100	2,942	100
昭和60年	1,126	97	1,215	93	346	73	2,687	91
平成2年	1,167	101	1,189	91	235	50	2,591	88
平成7年	1,175	101	1,117	85	202	43	2,494	85
平成12年	1,115	96	1,088	83	198	42	2,401	82
平成17年	1,107	95	1,200	92	158	33	2,465	84

農林業センサス・推計

農地転用の推移

単位：a

年	田	畠	計	年	田	畠	計
平成2年	371	2,314	2,685	平成10年	232	958	1,190
平成3年	197	932	1,129	平成11年	97	655	752
平成4年	232	778	1,010	平成12年	107	819	926
平成5年	221	363	584	平成13年	167	1,030	1,197
平成6年	239	397	636	平成14年	146	992	1,138
平成7年	232	1,375	1,607	平成15年	91	977	1,068
平成8年	380	493	873	平成16年	384	1,055	1,439
平成9年	385	2,252	2,637	合計	3,481	15,390	18,871

農業委員会

施策の内容

(1) 優良農地の確保

道路計画、都市計画区域等との総合的な調整を図り、生産目標に見合った農業振興地域を定め、優良農地を確保・管理していく。

また、川南町農業公社で農用地を受委託し、意欲ある農家群に集積させ、遊休農地の拡大防止と作業の効率化を図る。

(2) 生産基盤の整備

ほ場の区画整備、農道、排水路整備など生産基盤の充実を図り、優良農地を造成する。

また、水資源を確保し生産体制の確立を図るため、現在進められている尾鈴地区畠地かんがい事業の早期完了を目指し、推進していく。

2 経営の安定化

現状と課題

本町の農業は、JA尾鈴を中心とした大組織農家群、いくつかの商社系を主体とする小グループ農家群、単独で直接取引する個々の農家群が存在し、それぞれの組織の方針で経営がなされている。また、各々の農家群の中に専業農家と兼業農家が存在し、それぞれの役割を果しながら農業経営を展開している。

しかし、同一品種を生産するにも組織によって管理・技術等に違いがあり、出荷銘柄も異なり、組織ごとに流通・販売されるなど、グループのこだわりが伺える。

これまで、安全で売れる商品を安定供給できる産地づくりを目指して農業経営を推進してきた。今後もこの方針は変わらないが、これからはさらにJA、商社系を問わず、川南町を代表とするブランドをいかに確立するかが課題であり、行政、関係者が一体となって協議し、統一性のあるブランド化を推進するとともに、コスト低減を図る必要がある。

一方、畜産糞尿による環境対策については、糞尿処理施設の設置等改善に努めている。施設費・処理費にかかる経費を畜産経営の一部ととらえ経営計画を立てている農家が少ないので現状であり、適正かつ低コスト処理が緊急の課題である。

農産物粗生産額の推移

単位：百万円

年	粗生産額	指数	耕種部門	指数	畜産部門	指数	その他	所得率	所得額	指数
昭和55年	22,028	100	4,072	100	17,719	100	237	20.6	4,533	100
昭和60年	28,523	129	5,330	131	22,919	129	274	15.2	4,347	96
平成2年	31,990	145	7,612	187	24,142	136	236	25.6	8,194	181
平成7年	23,289	106	8,329	205	14,836	84	124	28.4	6,613	146
平成12年	20,060	91	6,250	153	13,620	77	190	26.0	5,210	115
平成17年	18,830	85	5,390	132	13,250	75	190	24.8	4,670	103

農林水産統計年報

施策の内容

(1) ブランドの確立

農業団体、商社系グループ等を問わず農業者が協議、研修する場を設け、相互の情報交換等を行い、新たな農産物の開発・発見に努め、本町を代表するブランドを確立する。

(2) 流通・販売網の拡大強化

販売は、組織ごとにそれぞれの方法で取引されているが、情報の発信、直販網の充実、集出荷体制の整備を図り販路の拡大を目指す。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営

認定農業者の育成により意欲的な農家群を実現させるとともに、コストの低減を図り、労働時間、農業所得については県の指針を目標に経営の向上を図る。また、技術の習得等により生産意欲の増進を図り、農畜産物の安定供給を目指す。

(4) 適正規模農業の確立

農業経営指針を参考に目標をしっかりと定め、労働力、技術力に見合った農業経営指導の下に経営を見直し、規模の適正化で経営安定を図る。

(5) 循環型農業の確立

町内の畜産農家から排出される糞尿等を適切に処理し、耕種農家と畜産農家が一体となった循環型農業を確立する。

3 農業後継者の確保と育成

現状と課題

農業は本町の基幹産業であるが、農家の後継者不足等により、農業就業人口に占める高齢者の割合が増加している。

これまで、後継者対策として実施された農村環境の整備、農業資本の整備など、農業を取り巻く環境整備は随分と改善され、後継者資金、補助事業等の支援措置も講じられているが、農業後継者の確保は、小幅な伸びに留まっている。

現在の農地、農業体制を誰がどのように維持していくのかが課題である。

経営規模別農家戸数の推移

単位：h a、戸

年	0.3未満	0.3以上～0.5未満	0.5以上～1.0未満	1.0以上～1.5未満	1.5以上～2.0未満	2.0以上～2.5未満	2.5以上～3.0未満	3.0以上～5.0未満	5.0以上
昭和 55 年	348	172	404	402	294	206	136	123	45
昭和 60 年	354	229	387	332	281	165	97	114	58
平成 2 年	287	188	367	282	245	148	96	142	48
平成 7 年	226	170	317	255	218	128	83	155	58
平成 12 年	223	120	247	218	154	128	75	151	79
平成 17 年	55	89	212	176	107	87	51	141	95

注 0.3 h a 未満には自給的農家を含む。

農林業センサス、推計

施策の内容

(1) 青年・認定農業者の育成

S A P活動をはじめとした青年農業者の活動を促進するとともに、優れた技術、経営感覚を持った農業者を認定農業者として支援する。

(2) 新規就農・参入者の受け皿づくり

新たに農業に取り組む新規就農・参入者を支援するため、必要な情報を提供するとともに、農業研修の場としての優良農家研修など、受入れ体制の整備を図る。

(3) 農村女性の労働環境の改善

農村女性の労働環境の改善のため、家族経営協定の普及、各種研修の参加等自主的な活動を支援する。

(4) 高齢者の活動促進

高齢農業者が、経験を基に効率的農業、伝統的経営など能力を生かし、地域農業の

一役を担うことで後継者の労働負担の軽減を図る。また、健康なことで介護負担も軽減され、農家経営の安定に寄与することから、高齢者の能力の適正な評価、高齢者の活動の場づくり、健康の維持・増進を推進する。

(5) 川南町農業公社による農家支援

農業公社を通じて、農用地の有効活用を図り、農地の流動化、農作業受委託等で農家を支援する。

4 食育の推進

現状と課題

近年の食に関しては、主食の米消費量が減少する一方で、肉油脂類等の消費増加で栄養バランスが崩れるなど食料消費の構造が大きく変化している。また、日本経済の成長が食料輸入を増大させ食料は飽和状態に達し、残飯の大量廃棄に見られるように食を大切にする心を欠如させ、一方では24時間営業の外食産業の台頭で食事を取り巻く環境も変化しており、子どもの成長への悪影響や生活習慣病の増加が懸念されるなど食生活の乱れが社会問題となっている。

食育基本法は、心身の健康増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者・教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化の継承、環境と調和した生産活動、農山漁村の活性化と自給率向上、食品の安全確保等を促し、将来にわたり健康で文化的な生活と活力ある社会の実現を図るうえでの国及び地方公共団体の役割と責務を謳っている。

本町では、学校給食センターへの地元農産物の提供や学校農園での作物栽培及びJA青年部による稻作体験活動、茶青年部による「お茶の授業」の実施、地元養豚農家が講義する「とんとん教室」等を各小中学校で実施しており、今後とも関係部署と連携し、食育を推進する必要がある。

施策の内容

(1) 家庭、学校等における食育の推進

- 食育に関する情報提供
- 小中学校での地元農家等による農業学習活動支援

(2) 地域における食生活改善活動の実施

- 食改善グループの活動支援

(3) 地産地消の推進

- 学校給食食材への地元農産物提供

5 農業生産基盤の整備

現状と課題

農業基盤整備については、これまで各種の制度事業により、ほ場整備、用排水整備、農道整備、集落環境整備を行い、農用地の集団化と生産性の向上を図り、食糧基地にふさわしい整備を進めてきた。

本町の農地は、全域火山灰土壤で形成されており、そのほとんどが特殊土壤地帯に指定されている。このため、豪雨時に表土流出や侵食等が多く見受けられ、これまで畠地帯においては、県営農地保全事業（大久保地区・唐瀬原地区・下野田地区・上野田地区・十文字地区・通山地区）、水田地帯においては農業集落排水事業、小規模排水事業、排水特別対策事業等により用排水路の整備を進めてきた。

また、農道については、農産物流通と生産物の荷傷み防止を主に、農道整備、農免農道整備事業（小俵橋農免）にて整備を行ってきているところである。

今後、これらの整備された路線と広域的な大型農道へのアクセスを計画し、農業施設への利便を図っていくことが必要である。

さらに、ほ場については、国の直轄によって整備されたほ場では、一区画が水田10a、畠地1ha、また、土地改良事業によって整備された水田については一区画30aにより農地が形成されている。しかし、現在は、大型機械導入による営農形態に変化してきているため、今後未整備地区の整備促進を含め、大型ほ場への整備が課題である。

施策の内容

（1）農道の整備

現在実施中の県営農免農道整備事業については、早期完了を目指す。また、幹線農道とアクセス道路及び末端農道の整備については、各種事業での取組みを検討し、整備の促進を図る。

（2）用排水路の整備

畠地帯については、現在実施中の県営農地保全整備事業の促進を図る。水田地帯については、県単小規模排水事業等の各種制度事業の導入を検討し、排水路整備の促進を図るとともに、未施行地域や用水路の整備にあたっては、農業者の高齢化等の問題や農地の保全等も考慮し、各種事業を検討していくものとする。

（3）ほ場整備

町内の農地は、その殆どが区画整備されているものの、再整備の必要なほ場も見受けられる。今後は、未整備地区も含め、大型機械による作業効率を考慮し、地域受益者と協議しながら大規模ほ場へ向けた整備を促進する。

6 農業用水

現状と課題

本町の農業用水は、平田川、名貫川、小丸川水系と溜池、小河川、井戸、湧水等により取水しているが、このうち水田については著しい干ばつの年に一部の水不足があるものの、ここ数年は大きな水不足に悩まされることなく、ほぼ充足している状況である。しかしながら、近年における降雨量の減少に伴う水量不足に加え、井堰、用水路等の未改修による漏水が多く、施設の管理に苦慮しているところが見受けられる。

小丸川水系の高鍋川南国営開拓事業により造成された施設については、国営造成土地改良施設整備事業高鍋川南地区として、昭和63年度より平成4年度にかけて部分改修が終了したが、残りの施設のほとんどが建設当時のままであり、このため老朽化が著しく、今後の整備対策を講ずる必要がある。

畠地帯のかんがい施設は、青鹿ダムを水源とした唐瀬原地区と河川と池からポンプアップによるかん水区（鬼ヶ久保、孫谷）の420haは整備されているが、特に唐瀬原地区の施設全般については、築造後40数年も経って老朽化しており漏水が激しく、さらには、期間取水等の問題もあり、機能が十分に発揮されていないのが現状である。また、他の地域のかんがい施設についても同様な問題が出てきており、現在実施されている国営尾鈴土地改良事業及び今後計画予定の国営関連事業（一部実施中：尾鈴北第1地区）により、整備解決を図っていく必要がある。

施策の内容

安定した水量を確保し、漏水なく配水するため、未改修の取水堰、用水路、溜池等について県営、団体営、公的資金活用によって、受益者の有利になる事業を計画し改善していく。

畠地については、国営尾鈴土地改良事業及び国営関連事業（末端かんがい施設整備）によって整備を図っていく。本国営事業の水源計画は、既設の青鹿ダム（総貯水量900千m³）を引き続き有効利用する（取水設備改修、取水管、調圧水槽新設）とともに、新規に切原川上流にダムを築造して水源の確保を行い、平成13年度からファームボンドの建設（銀座第1、鶴戸の本、銀座第2、大内、切原）を行い、導水路、幹、支線水路（パイプライン）によって畠地に水を導く計画である。この切原ダム本体（総貯水量2,000千m³）の建設着工を、平成18年度から行う予定である。

また、国営関連事業（末端かんがい施設整備）については、県営畠地帯総合整備事業として、平成13年度より尾鈴北第1地区（唐瀬原、大久保）590haに着手し、その他の地区（990ha）についても順次新規採択申請を行い、併せて管水路工事に係る農道については、一体的に整備していく。さらに、早期完成を目指した推進を行うため、尾鈴促進協議会（川南町、高鍋町、都農町、木城町、JA尾鈴、JA児湯）町推進協議会、農

業関係各種団体等と受益者が一体となり、畑地かんがい事業の意義、畑地営農振興等について研修会を行い、早期完成に向けた積極的な推進を図り農業生産者の安定した畑地営農を確立する。

7 農村生活環境の整備

現状と課題

農村の活性化のため、これまで農村総合整備事業及び21世紀を担う村づくり事業を導入し、農業集落道や集落排水事業をはじめ、農村公園、営農研修館など農村地域における住環境の整備に取り組んできた。

今後は、生活雑排水による農業用水の汚濁を防ぐため、集落内での用排水を分離したり、汚水処理施設の整備や畜産糞尿による環境汚染対策が課題である。

施策の内容

- プラスワン事業等により、集落の文化、伝統を見直し、また、生活改善の場としての研修館を建設するなど集落活動を支援する。
- 生活排水による農業用水の汚濁を防止するため、集落内の用排水の分離、小型合併処理浄化槽を中心とした汚水処理施設の事業を推進する。
- 畜産環境を整備するため、畜産糞尿処理支援に努め、循環型農業を確立し、快適な農村づくりを推進する。

1 漁業の振興

現状と課題

漁業は、輸入水産物の増加による価格の低迷、燃料高騰に伴う経費の増大等で厳しい経営状況にある。

近年の漁獲量は、増加の傾向にあり、価格は台風等気象条件や消費動向で変化するものの依然として安値傾向は変わらない。また、平成14年度からまぐろ船の地元水揚げが始まり地区内漁獲高が徐々に増加している。

漁船については、5トン以上の大型まぐろ船が増加しており、今後は大型船が係留するための漁港施設整備と併せて漁業施設整備が急がれる。一方、中間育成した稚魚の放流、漁場造成事業による漁礁、藻場礁の設置等が資源維持に効果を上げつつあり、今後も「つくり育てる漁業」を目指す必要がある。

水産業の状況

年度	漁船の状況(隻)			漁獲高 (百万円)	漁獲量 (t)	組合員 (人)	平均年齢 (正組合員歳)
	総数	5t以上	比率(%)				
12	214	42	19.6	2,334	2,903	416	47
13	207	41	19.8	2,096	2,958	426	47
14	204	42	20.6	2,033	3,150	419	47
15	202	44	21.8	2,237	3,609	419	47
16	202	48	23.8	2,394	3,170	423	48

川南町漁業協同組合

漁獲高の推移

単位：千円

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総漁獲高	2,334,876	2,096,198	2,033,099	2,237,613	2,394,450
町内	427,153	424,654	763,656	719,671	901,953
町外	1,907,723	1,671,544	1,269,443	1,517,942	1,492,497

川南町漁業協同組合

施策の内容

(1) 沿岸漁場の造成

魚礁、藻場礁等の設置事業を推進するとともに、放流稚魚の中間育成で、確実に根づく魚類を確保し、漁獲高の増加に努め、「つくり育てる漁業」を推進する。

(2) 漁業経営の改善

漁船、漁具等の改善を図るとともに経営診断等も取り入れ、経費を節減し、漁業の安定経営を目指す。

(3) 漁業協同組合の整備充実

漁協合併も視野に入れ、認定漁協を目指し、県央の中核漁協として組織体制を強化させ、組合員の経営安定のため、各種事業の展開ができる組織として育成する。

(4) 近海・沿岸漁業の支援

本町の漁業水揚げ高中8割を占めるまぐろ漁が、地元港で水揚げできる体制整備の支援を行う。

さらに「通浜どれのさかな」をPRし、さかなの消費拡大と魚価の安定を目指すため、漁協と協力しながら直販施設の建設に向けての調査検討を図る。

(5) 漁港の整備

広域水産物供給基盤整備事業を推進し、既存防波堤の内側に大型船を係留するための岸壁を整備する。

また、荷捌所、上架施設、給油施設、直販施設等の漁業施設については早期完成を目指し、川南町漁業の活性化を図る。

2 漁村環境の整備

現状と課題

平成5年から供用開始をした漁業集落排水事業は、13年が経過し、月日の経過とともに、設備の消耗や塩害による施設の傷みが目立ってきており、環境整備が完了した後の諸問題が発生してきている。それに伴い修繕費も年々増加し、使用料だけでは維持管理費を賄いきれないのが現状である。

一方、排水処理人口は、計画区域内人口1,342人に対し914人で、加入率は68.11%に留まっており、未だに生活雑排水等が海域に排出され、水質汚濁を招いている。今後は、加入人口の促進と環境保全について住民意識の高揚に努める必要がある。

施策の内容

(1) 漁業集落排水事業

○ 事業経営の健全化

個人説明会、啓発活動等を行い加入率の向上に努め、料金収入の増加を図る。

○ 整備機械等の充実

適正な維持管理を怠れば、十分な機能を発揮せず、所期の事業効果が得られなくなるので、計画的に修繕、交換を進め、長期的に見た経費の節減を図る。

3 林業の振興

現状と課題

本町の総面積9,027haのうち、3,345haが森林面積で全体の37%を占めている。森林内訳は、国有林1,543ha(46%)、公有林243ha(7%)、私有林1,559ha(47%)の割合であり、民有林のうち(公有林+私有林)の1,131haが人工林で、人工林率が63%となっている。

人工林の樹種は、スギ73%、ヒノキ17%、広葉樹林が10%の割合である。林齢級構成は、戦後の造成地が多いこと也有って、7齢級以下が75%を占め、伐期齢に達した林分は25%である。

これらの森林は、各種事業などを取り入れ、一般構造材の生産を中心に、柱材の生産を目標とした間伐等育林を推進してきた。今後は、公益的機能の發揮を図るため、複層林施業や長伐期施業の導入を図るとともに、伐採跡地の再造林等を推進する必要がある。

所有者形態別森林面積

単位: ha

保有形態	総面積(ha)	立木地		
		計	人工林	天然林
総 数	3,345	3,136	2,421	715
国 有 林	1,543	1,504	1,290	214
県 有 林	13	13	13	
町 有 林	230	154	129	25
私 有 林	1,559	1,465	989	476

森林総合整備計画書

施策の内容

(1) 適正施業の推進

森林の持つ機能を総合的かつ高度に発揮させるため、計画的な除間伐・造林事業の推進により、健全な森林資源の維持造成を図る。

(2) 作業路の整備

除間伐・造林事業の実施を補完するため、作業路の整備を促進する。

(3) 森林組合との連携

児湯広域森林組合との連携を図り、事業の拡大、販売強化及び受託施業を推進していく。

(4) 公益的機能の促進

森林の公益的機能の果たす役割は大きく、このため、漁民の森育成整備及び広葉樹林帯の造成を積極的に進め、水資源の確保等環境保全に努める。

針葉樹林整備計画

単位: h a

事業区分 事業の種類等 事業主体	育成単層林整備			計	
	人工造林	保育			
		下刈	除・間伐		
川南町		1	48	49	
児湯森林組合	30	300	70	400	
計	30	301	118	449	

森林総合整備計画書

広葉樹林整備計画

単位: h a

事業区分 事業の種類等 事業主体	育成単層林整備			計	
	人工造林	保育			
		下刈	除・間伐		
川南町	9	90		99	
児湯森林組合	1	15		16	
計	10	105		115	

森林総合整備計画書

1 魅力ある商店街づくり

現状と課題

本町の小売業は、平成16年の商業統計によると、商店数141店、従業者数850人、年間販売額171億8,900万円、売り場面積12,040m²であり、平成11年と比較すると、商店数は13.0%の減少、従業員数は2.9%の減少であり、年間販売額については15.4%の減少となっている。

特に近年は、消費者ニーズの高度化、多様化、交通体系の変化、さらには大型店舗やコンビニエンスストアの国道沿線への展開等により大きな環境の変化に直面しており、このままでは飛躍的な発展は厳しい状況にある。

しかし、消極的な発想では、空洞化ひいては中心地に商店街がなくなることも予想されるところであり、こうした状況を打破するためには、各店の経営者が商業に対する根本的な考え方を再度見つめ直すとともに、消費者の心をつかむ販売活動を推進していくことが重要である。

小売業の推移

年	商店数 店	従業員数 人	年間 販売額 百万円	売場面積 m ²	1店当たり 年間販売額 千円	従業員1人 当たり年間販 売額 千円
平成11年	162	875	20,312	12,219	125,382	23,213
平成16年	141	850	17,189	12,040	121,907	20,222
H16/H11(%)	87.0	97.1	84.6	98.5	97.2	87.1

商業統計調査

施策の内容

商業者はもちろんのこと、民間と行政が一体となり、町民との連携を図りながら、つぎの施策について個々の役割を明確にすることにより、利便性が高く、交流人口に対応できる魅力ある商店街の再生に向け努力する。

- TMOの機能強化を支援し、商店街の組織強化に努める
- 融資制度の整備等による金融の円滑化を図る
- 一般共同事業に加え、イベント、空き店舗対策の強化による販売促進事業の推進
- 青年事業者の育成・IT（情報通信技術）を中心とした教育情報事業の推進
- 経営合理化・商業機能の高度化・個性化・専門家の研究
- 中心市街地基盤整備の推進

2 工業の振興

現状と課題

本町の工業は、従業員4人以上の工場についてみると、平成11年は、事業所数34、製造品出荷額397億8,800万円であったものが、平成15年には事業所数27、製造品出荷額399億2,343万円となっており、平成11年に比較すると、宮崎県の製造品総出荷額が△4.8%と減少しているのに対して、本町では0.3%の増加となり、製造品出荷額は順調に増加しており、郡内はもちろん、県内の町村の中でも製造品出荷額においては上位の位置にある。これは、バブル経済崩壊後、長引く景気の低迷で、各企業が困難な経営を強いられながらも、食品加工業を中心とする本町の基幹産業が日々努力してきた結果だと思われる。

しかしながら、従業員数に着目すると、平成11年には1,326人であったのが、平成15年には1,308人と18人の減少となっている。これは、企業内での人員の合理化が進められたものと思われる。近年は、新たな雇用を生み出す企業の立地も停滞気味で、従業員の減少は、県内において同様の傾向を示している。

なかなか先の見えない不況のなかで、町内の各企業も生き残りをかけ、新製品の研究開発の推進、販路の拡大をさらに積極的に進めていく必要があると思われる。また、東九州自動車道の整備着工にともない、町としても優良な企業を誘致し、雇用の場を拡大していくことが急務である。

工業出荷額等の推移

単位：人、万円

年	事業所数	従業者数			製造品出荷額等
		男	女	計	
平成11年	34	764	562	1,326	3,978,800
平成12年	37	751	550	1,301	4,019,235
平成13年	35	821	544	1,365	4,372,471
平成14年	28	798	480	1,278	4,177,912
平成15年	27	827	481	1,308	3,992,343

工業統計調査

施策の内容

本町の工業振興施策は、塩付工業団地を中心に各企業を誘致し、一方では既存企業の規模拡大の奨励をしてきたが、今後もその方針を継続し、次に掲げる施策により自然を生かした活力ある地域産業を展開するものとする。

(1) 地場産業の育成

町内の農林水産資源などの地域資源を有効活用できる地場産業を育成し、さらに発

展するよう経営の合理化、近代化、労働力の確保に努めるとともに、公害防止対策を推進する。

(2) 企業誘致の推進

企業立地情報の収集に努め、県等の情報を得ながら連携を密にした企業誘致に努め、雇用の拡大を図る。また、環境に配慮する観点から誘致企業には、環境に関する国際規格に適応できる企業が望ましく、加えて誘致が地場産業に波及効果をもたらすよう企業立地基盤整備に努める。

(3) 既存企業の育成

町内進出の既存企業間の連携・交流を促進するとともに、各企業の技術開発面等において工業試験場等の技術指導や技術交流、製品開発面等支援を行う。

(4) 新卒者の地元雇用の促進

若者の地元定着を進めるために、企業情報の提供を企業から求め、学校説明会や工場視察等を行いながら地元雇用を促進する。

1 観光の振興

現状と課題

本町には、広い土地に豊かな自然は残されているものの、目玉となるような観光資源は見当らない。また、町営牧場、伊倉浜自然公園、川南古墳群、川南湿原等各地に潜在的なスポットは点在するが、集客力に欠けるのが現状である。

平成10年に営業を開始した川南温泉は、高齢者の保養をはじめ健康維持等に大いに役立っている。しかし、近隣の町村に豪華な温泉館がオープンしたことにより、入場者は減少傾向にある。また施設の老朽化が進んでおり早急に施設対策を検討していく必要がある。

また、図書館を併設したユニークな外観のトロントロンドームは、町の新しいシンボルとして定着し、冬の風物詩となっているイルミネーションも好評である。さらに、町の運動公園での野球などの大会が定期的に開催されるようになり、スポーツ合宿も行われるようになった。

今日、週休2日制等の普及により、国民のレジャー・余暇思考が高まり、観光・リゾート産業は成長著しいが、一方では全国総観光地・リゾート化を招き、地域間競争が激化している。このような中にあっての本町の観光施設の整備は、人為的な観光施設は最小限にとどめて、豊かなありのままの自然を生かした観光開発が望ましいと思われる。

施策の内容

本町は、宮崎市と延岡市の中間に位置し、交通量の多い国道10号線が縦断するという地の利を最大に活かして、また、東九州自動車道の整備着工も視野に入れた開発等に十分検討を加える。

(1) 観光施設の整備

新たな観光地づくりについては、今後、本町の開発可能性のあるポイントを調査するとともに、利便性のよい運動公園の整備拡充に努め、これらの施設を拠点に、スポーツイベント、スポーツ合宿の誘致を積極的に推進する。

また、既存の観光・公園施設については、町民の憩いの場として、あるいは観光客にとって快適な空間、快適な時間が過ごせるよう整備充実に努める。

(2) 温泉施設の充実

町民の健康増進とふれあいの場として、町民に親しまれている温泉について、今後の再整備等についての検討が急務である。

(3) イベント観光の企画

町民に浸透してきたザ・フェスティバル・イン・トロントロンはもとより、トロントロンドームを拠点にしたイルミネーションの充実と、農林、水産、商工業と連携し

て、新たな付加価値を生むイベントを企画し、観光客を誘致する。

(4) ふるさと情報の発信

本町から町外に向け、川南町の観光・イベント情報を発信するための手段として、川南町のホームページを充実させる。

第4章

健康で思いやりのある社会づくりの推進

1 健康づくりの推進

現状と課題

少子高齢化、生活様式の変化等に伴い、生活習慣病の増加や医療費の増大が大きな問題となっている。

このような状況を踏まえ、健康で活力のある町を構築していくために、健康づくりは自らの意志で行う事の大切さを認識させ「守る健康から創る健康へ」と各自が日常生活において栄養・運動・休養のバランスを取ることを基調として、町民に密着した健康づくりを推進する必要がある。

施策の内容

(1) 老人保健事業

国が定める「健康日本21」計画との整合性を図りつつ、「川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って実施する。

- 重点的に取り組むべき対象疾患の明確化
- 要介護状態にならないための取り組み
- 保健サービスの実施
- 新たな保健事業の展開
- 保健・医療・福祉の連携

(2) 母子保健事業

乳児の死亡率等の改善と母子の健康管理を推進するため「川南町次世代育成支援行動計画」に沿って母子保健事業を実施する。

- 母子健康手帳の交付
- 母親学級
- 妊婦健診
- 乳児健診
- 1歳6ヶ月児健診
- 3歳児健診
- 家庭訪問指導
- 母子保健推進員活動

(3) 精神保健事業

不幸にして精神の健康を損ない、精神障害をきたした人達に対し、早期治療の指導、リハビリテーション活動等によって精神的不安をできるだけ解消し、回復を図るとともに社会復帰を促進する。

- 川南町精神障害者福祉会（のぞみ会）の育成、援助
- 精神障害者小規模作業所の整備と充実
- 関係機関との連携・調整

(4) 地域医療の充実

交通事故、急病等による休日・夜間の医療需要が急増し、その体系的整備が切望されている。このような状況を踏まえ、救急医療については、広域的な対応により救急医療体制の確保に努めるとともに、町内の医療機関の協力により日曜及び祝祭日在宅当番医制度を存続する。

2 予防対策

現状と課題

健康を保持するためには、病気の予防に努めることが必要である。現在では、伝染病が減少したとはいものの、伝染病の発生が社会に与える不安は大きいものがある。このため、予防接種はもちろん伝染病の発生を防ぐため、各種の広報媒体等の利用や健康教育活動を通して、正しい知識を広く住民へ普及していく。

施策の内容

(1) 予防接種事業

伝染病の流行を防ぐとともに罹患することを防ぐという重要な役割を高めるため、予防接種に関する情報の提供と安全な接種に努める。

また、個別接種の拡大を図るとともに受診率を高め、予防接種による事故防止や予防接種業務の円滑な推進に努める。

(2) 食中毒・伝染病予防対策

伝染病の発生は近年みないものの、発生する要素は充分にあるので、高鍋・西都地区食品衛生協会川南分会と連携を密にし、予防意識の普及に努める。

(3) 結核予防対策

近年の統計によると、結核は若年者よりむしろ高齢者に高い発生をみている。健康教育、健康相談、健康診査等で受診啓発を行い、住民の予防意識の向上に努める。

(4) 献血の推進

献血者が固定化していく傾向にあり、今後とも事業所、各種団体等との連携を密にして献血者の拡大を図るとともに、住民へ献血意識の普及に努める。

1 児童福祉の推進

現状と課題

少子化、核家族化の進行している中で、共働き世帯の増加、都市化等により家庭や地域での児童育成機能が低下しており、子どもをとりまく環境は大きく変化し厳しさを増している。

本町においては、保育所の整備等を中心に児童福祉施設の整備充実に努めてきた。特に保育所については、出生率の低下等により定員に満たない施設が増えてきているが、要保育児童数は低年齢化の傾向にある。

今後は、家庭や地域での児童育成機能の強化が図られるよう相談指導体制を充実するとともに、保育所については、定員の見直しや統廃合を推進し保護者の就業形態の多様化に対応した機能の充実に努めることが必要である。

さらに、少子化対策として、出生、育児に伴う負担軽減のための環境整備等への側面的支援措置が必要である。

保育所等の状況

単位：人

施設名	定員	施設名	定員
中央保育所(公)	120	山本保育所(公)	60
記念館保育所(公)	45	野田原保育所(公)	60
十文字保育所(公)	90	東保育所(公)	60
番野地保育所(公)	60	めぐみの聖母保育園(法)	90
通浜児童館(公)	80	平成17年4月現在	

施策の内容

(1) 児童の健全育成

児童にとって良好な社会環境をつくるため、民生・児童委員等活動を強化し、相談指導体制を充実させ、家庭・地域ぐるみで将来を担う健全な児童の育成に努める。

また、学校週5日制の施行に伴い、児童館活動の充実を図り、学校や公的施設における児童の健全育成事業の充実に努める。

(2) 児童福祉施設の整備充実

児童福祉施設の点検整備をすすめ、特に保育所については定員の見直しや民間委託・統廃合を推進し、効率的な運営ができるよう配置の適正化を図り、多様な保育サービスに対応できるよう努める。

(3) 子育て支援事業の実施

少子化対策として、子育てに対しての経済的及び精神的支援を行うため、子育て支援事業の充実に努める。

2 高齢者福祉の推進

現状と課題

本町における平成17年10月現在の高齢化率は23.2%となっており、全国の19.5%、宮崎県の22.8%に比較して高いものになってきている。

本格的な高齢化社会の到来により、高齢者が健康で元気に生活していくためには、保健福祉サービスの提供だけではなく、生きがいのある生活の確保、シニアパワーを活用しての地域貢献などがこれから重要な要素となってくる。

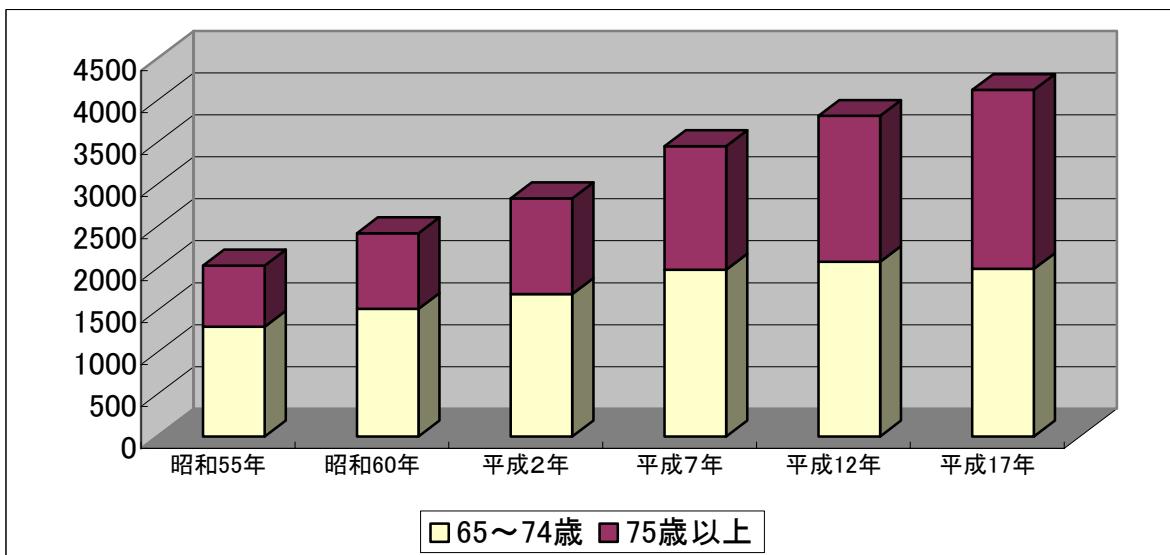
生きがい対策やシニアパワーの活用は、介護予防や閉じこもりの予防等の観点からも大きな効果が期待されており、今後は、活動的な85歳を目指した長寿社会づくりを推進していく必要がある。

高齢者人口の推移

(単位：人)

年度 年齢	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
65～74歳	1,309	1,520	1,697	1,986	2,080	1,997
75歳以上	727	901	1,141	1,473	1,739	2,131
計	2,036	2,421	2,838	3,459	3,819	4,128
高齢化率	11.3%	13.1%	15.4%	19.2%	21.7%	23.2%

平成12年までは国勢調査、平成17年は10月1日時点における住民基本情報統計による



施策の内容

関係する機関・団体・施設の密接な連携の基に、「川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に定めた諸施策の実現に努め、「すべての高齢者が住み慣れた家（地域）で安心して、生きがいをもって暮らせるまち川南」の実現を目指す。

(1) 総合的な福祉の仕組みづくり

保健・医療・福祉の有機的な連携を推進し、介護予防的な面を整備し、多様化する福祉需要に的確に対応できる体制を確立する。

(2) 身近な福祉づくりの推進

核家族化が進み、少子化や生産人口年齢層の流出などにより、独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯が年々増加の傾向にある。これら高齢者の閉じこもりを防止するため、区や振興班などの地域活動の積極的な参加を呼びかけるとともに、町内で21箇所ある地域ふれあい事業の更なる充実を図る。

(3) 生きがいづくりの推進

高齢者の豊富な経験・能力（シニアパワー）の社会的活用を積極的に推進するとともに、自らが進んで学ぶ生涯学習を推進することにより、高齢者が社会の変化に対応しつつ、生涯にわたって生きがいのある生活を送ることが可能な長寿社会の実現を図る。

(4) 施設福祉

これからの中寿社会に対応するためには、高齢者の介護予防として施設福祉の支援対策も必要になってくると思われる。新規に施設整備を行うのではなく既存の施設の有効活用や空き民家の利用等も踏まえ検討していく。

3 母子（父子）寡婦福祉の推進

現状と課題

母子・寡婦・父子世帯をとりまく環境は、社会的にも今なお厳しいものがある。本町においても、最近では生別世帯（離婚、未婚の母等）の増加が目立つ傾向にあって、新たに母子家庭や寡婦等が増加している。

今後は、こうした人たちに対する母子福祉社会への加入を積極的に促進し、ともに手をつなぎ、福祉の向上を図っていく必要がある。

施策の内容

- 母子福祉会の育成及び活動の活性化の促進
- 若年母子の加入促進を積極的に図り、自立を目指し生活安定のため努力するよう育成指導を行う。
- 母子家庭（父子）寡婦家庭については、介護人派遣事業の周知を図り、家庭の福祉増進に努める。
- 母子相談員、母子福祉協力員指導による相談事業の推進を図る。
- 母子家庭の健康保持増進を目的として、医療費の一部助成を行い福祉の向上を図る。
- 母子家庭寡婦の経済的安定と向上を図るため、母子福祉資金、寡婦資金の活用を促進し、自立助長を図る。

4 障害者（児）福祉の推進

現状と課題

本町における障害別手帳交付者は別表のとおりである。

障害の程度に軽重はあっても精神的、肉体的重荷を負っての日常生活であり、その社会復帰、自立更正は今後一層推進しなければならない課題である。

身体障害者手帳交付状況

区分	肢 体	視 覚	聴 覚	言 語	内 部	合 計
人 数	4 4 5	9 7	7 3	9	1 9 3	8 1 7

(平成 17 年 12 月 31 日現在)

療育手帳交付状況

区分	A	B-1	B-2	合計
人 数	6 2	5 3	3 8	1 5 3

(平成 17 年 12 月 31 日現在)

精神保健手帳交付状況

区分	1 級	2 級	3 級	合計
人 数	8	3 8	9	5 5

(平成 18 年 2 月 14 日現在)

施策の内容

障害者（児）がひとりの人間として、基本的人権を有し、障害をもたない人と同じように生活し、障害者（児）自身が責任ある個人として主体的かつ自主的に社会に参加できる体制づくりを推進するとともに、その能力が十分に発揮できるような施策の推進に努める。

- 身体障害者で障害の程度が 1 級及び 2 級の者（児）並びに重度の知的障害者への医療費の助成
- 重度の障害者への更正医療、舗装具の給付並びに日常生活用具の給付及び貸与
- 日常生活を営むのに著しく支障のある障害者家庭へのヘルパー派遣
- 在宅障害者等へ通所介護による入浴、食事、機能訓練等の提供
- 在宅障害者の介護者に対する介護手当の支給
- 通院人工血液透析患者等への通院療養費助成金の支給

5 地域福祉施策の推進

現状と課題

本町においても核家族化が進行するなか、地域の連帯感も希薄になりつつあり、家庭や地域における福祉に対する意識が低下をしてきている。

このような状況の下で、すべての町民が住み慣れた地域社会で安心して、健康に、かつ充実した暮らしをしていくためには、保健医療等他の関連分野との連携を図りながら、地域福祉を計画的に推進していく必要がある。

このためには、行政と町民が一体となり、ともに助け合う地域福祉活動を推進していくことが重要である。

施策の内容

町民一人ひとりが主体となって参加していくことを基本とし、「健康で生きがいのある社会づくり」を目指し、「地域福祉活動計画」に基づき推進する。

- 生涯を通して「安心した生活」ができるまちづくりを目指して、だれでも、いつでも一貫した地域福祉サービスが受けられるよう情報の提供や相談体制を整備する。
- だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指して、障害者（児）等を守るため、福祉の基盤づくりに努めるとともに積極的な社会参加を促し、生きがいのある生活が送れるまちづくりを目指す。
- 心身の状況に応じ地域社会との交流が図れるよう地域体制づくりを推進し、身近なところで在宅福祉サービスを受けることができる施設整備に努める。

1　国民年金

現状と課題

急速に高齢化が進む中、年金制度は生活の大きな支えである。

平成17年度当初における川南町の被保険者数は、5,079人で、保険料の収納率は67.8%である。一方、年金受給者数は、長期・短期・福祉年金合わせて4,235件で、総支給額は2,786,318千円となっている。

平成14年度から収納事務が国に移管されたことにより、全国的に収納率が低下した上、近年の年金制度への不安、不信感や若者の年金離れが収納率のさらなる低下を招いている。

そのような中で、公的年金が現役世代全体でその時代の高齢者を保障するという「世代間扶養」の考え方に対する理解を求め、未加入、未納者をなくすことに積極的に取り組む必要がある。

国民年金被保険者の推移（各年度末）

単位：人、%

区分 年度	被保険者数				保険料免除者数			
	1号	任意	3号	合計	法免	申免	合計	免除率
平成12年度	4,227	14	874	5,115	201	1,280	1,481	35.0
平成13年度	4,381	16	845	5,242	198	1,455	1,653	37.7
平成14年度	4,341	18	864	5,223	198	272	470	10.8
平成15年度	4,296	21	854	5,171	207	527	734	17.1
平成16年度	4,222	21	836	5,079	204	622	826	19.6

施策の内容

年金保険料の収納状況が把握できないことから、納付状況による指導等はできなくなつたが、転入・社会保険離脱の際の未加入者の指導、口座振替等確実な納付方法の推進による未納の未然の防止等、次の事項に重点を置き、事業の推進を図っていく。

- 前納制度・口座振替制度の推進
- 積極的な広報活動の推進

2　国民健康保険事業

現状と課題

本町の国民健康保険被保険者に占める70才以上老人加入率は、平成12年度の23.4%から平成16年度では26.5%となっており高齢化が進行している。また、平成16年度の一人当たり医療費を比較しても、老人医療費は695,995円となっており、一般の166,622円と比べて格段の差があり、さらに、退職被保険者の医療費についても増加の傾向にある。今後も、被保険者数は、「一般」では減少し、「退職」、「老人」は増加していくものと思われ、老人医療費、退職被保険者医療費の負担増は、依然として国民健康保険事業の最大の課題となっている。

今後は、国の医療制度構造改革を基本に被保険者の健康に対する意識の高揚並びに総合健診等による早期発見、早期治療の啓発を更に浸透させ、生活習慣病の予防等の健康教育の充実を図るとともに、被保険者の負担軽減のための施策を推進する必要がある。

施策の内容

事業の健全な運営のため、国民健康保険制度の拡充強化を要請するとともに、保険税の収納率向上と医療費の適正化を図る。また、健康を増進する方策を積極的に講ずるため、保健センターを拠点とした保健活動を行い、総合的な町民の健康づくりを推し進める。

重点施策

- 健康づくりの推進
- 保険税収納率向上対策の推進
- 医療費適正化の推進

国民健康保険事業特別会計歳入の推移

資料:国保事業年報(単位:千円、%)

科 目	年 次	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	前年度比
国民健康保険税	680,604	33.3	687,579	35.7	101.0	662,652	35.0	96.4	661,132	32.3	99.8	631,034	31.6	95.4	92.7	平12/平16/平12
事務費負担金	311	0.0	270	0.0	86.8	284	0.0	105.2	284	0.0	100.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
高額医療費共同事業	542,183	26.6	531,314	27.6	98.0	526,322	27.8	99.1	584,712	28.6	111.1	567,977	28.5	97.1	104.8	
普通調整交付金	173,104	8.5	134,980	7.0	78.0	132,921	7.0	98.5	182,801	8.9	137.5	194,664	9.8	106.5	112.5	
特別調整交付金	52,134	2.6	21,761	1.1	41.7	30,713	1.6	141.1	23,777	1.2	77.4	3,799	0.2	16.0	7.3	
出産育児一時金等補助金	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	—
特別対策費補助金	682	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	—
金 計	768,414	37.6	688,325	35.7	89.6	690,240	36.5	100.3	800,383	39.1	116.0	775,566	38.9	96.9	100.9	
療養給付費交付金	178,368	8.7	189,398	9.8	106.2	142,960	7.6	75.5	222,923	10.9	155.9	218,254	10.9	97.9	122.4	
都道府県支出金	2,033	0.1	0	0.0	—	0	0.0	—	9,559	0.5	—	9,876	0.5	103.3	485.8	
連合会支出金	11,439	0.6	11,477	0.6	100.3	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0.0	
共同事業交付金	25,306	1.2	16,763	0.9	66.2	13,258	0.7	79.1	28,336	1.4	213.7	37,880	1.9	133.7	149.7	
繰入金	124,220	6.1	123,514	6.4	99.4	106,254	5.6	86.0	130,192	6.4	122.5	130,849	6.6	100.5	105.3	
基金等	40,000	2.0	10,000	0.5	25.0	60,000	3.2	600.0	60,000	2.9	100.0	10,000	0.5	16.7	25.0	
繰越金	206,233	10.1	198,185	10.3	96.1	209,925	11.1	105.9	124,581	6.1	59.3	177,468	8.9	142.5	86.1	
その他の収入	5,467	0.3	1,613	0.1	29.5	6,014	0.3	372.8	8,052	0.4	133.9	3,908	0.2	48.5	71.5	
合計	2,042,084	100.0	1,926,854	100.0	94.4	1,891,303	100.0	98.2	2,045,158	100.0	108.1	1,994,835	100.0	97.5	97.7	

国民健康保険事業特別会計歳出の推移

資料:国保事業年報(単位:千円、%)

科 目	年 次	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	前年度比
総務費	28,343	1.5	26,417	1.5	93.2	24,319	1.4	92.1	22,897	1.2	94.2	20,157	1.1	88.0	71.1	平12/
保険料	752,553	40.8	690,194	40.2	91.7	670,838	38.0	97.2	794,793	42.6	118.5	818,447	44.0	103.0	108.8	平16/
一般	5,367	0.3	5,903	0.3	110.0	5,179	0.3	87.7	5,290	0.3	102.1	5,148	0.3	97.3	95.9	
被保険者	757,920	41.1	696,097	40.5	91.8	676,017	38.3	97.1	800,083	42.8	118.4	823,595	44.3	102.9	108.7	
被保育者	101,984	5.5	83,154	4.8	81.5	82,935	4.7	99.7	89,883	4.8	108.4	88,519	4.8	98.5	86.8	
被児童	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
被出産者	16,800	0.9	15,300	0.9	91.1	18,900	1.1	123.5	16,800	0.9	88.9	16,200	0.9	96.4	96.4	
被葬祭費	3,960	0.2	3,840	0.2	97.0	3,270	0.2	85.2	3,300	0.2	100.9	3,390	0.2	102.7	85.6	
被育児費	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
被児他	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
被分	880,664	47.8	798,391	46.5	90.7	781,122	44.2	97.8	910,066	48.7	116.5	931,704	50.1	102.4	105.8	
被退職者	177,494	9.6	185,645	10.8	104.6	152,089	8.6	81.9	202,401	10.8	133.1	219,325	11.8	108.4	123.6	
被高額療養費	16,086	0.9	15,197	0.9	94.5	11,113	0.6	73.1	21,991	1.2	197.9	24,907	1.3	113.3	154.8	
被移送費	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
被小	193,580	10.5	200,842	11.7	103.8	163,202	9.2	81.3	224,392	12.0	137.5	244,232	13.1	108.8	126.2	
被審査支払手数料	4,388	0.2	4,480	0.3	102.1	4,762	0.3	106.3	4,895	0.3	102.8	5,128	0.3	104.8	116.9	
被費	1,078,632	58.5	1,003,713	58.5	93.1	949,086	53.7	94.6	1,139,353	61.0	120.0	1,181,064	63.5	103.7	109.5	
老人保健	496,248	26.9	488,800	28.5	98.5	558,928	31.6	114.3	526,278	28.2	94.2	452,925	24.3	86.1	91.3	
被事務費	6,370	0.3	6,936	0.4	108.9	7,237	0.4	104.3	6,941	0.4	95.9	6,494	0.3	93.6	101.9	
被金	502,618	27.3	495,736	28.9	98.6	566,165	32.0	114.2	533,219	28.5	94.2	459,419	24.7	86.2	91.4	
介護料	90,070	4.9	101,944	5.9	113.2	98,308	5.6	96.4	113,723	6.1	115.7	144,281	7.8	126.9	160.2	
共同事業拠出金	13,276	0.7	15,508	0.9	116.8	15,657	0.9	101.0	35,241	1.9	225.1	36,412	2.0	103.3	274.3	
保健事業費	20,796	1.1	18,832	1.1	90.6	14,177	0.8	75.3	12,828	0.7	90.5	6,495	0.3	50.6	31.2	
直診勘定繰出金	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
基金等積立金	0	0.0	0	0.0	—	81,000	4.6	—	7,000	0.4	8.6	1,000	0.1	14.3	—	
公債	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
その他支出	110,163	6.0	54,780	3.2	49.7	18,010	1.0	32.9	3,429	0.2	19.0	11,773	0.6	343.3	10.7	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—	—	
合計	1,843,898	100.0	1,716,930	100.0	93.1	1,766,722	100.0	102.9	1,867,690	100.0	105.7	1,860,601	100.0	99.6	100.9	

第3節 社会保障制度の充実

国民健康保険受診状況の推移

一般分

(単位:世帯、人、千円、%)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	実績	前年度比								
平均全世帯数	3,786	102.2	3,901	103.0	4,037	103.5	4,100	101.6	4,177	101.9
平均被保険者数	6,635	98.2	6,629	99.9	6,812	102.8	6,852	100.6	6,878	100.4
診療費総額	937,287	99.4	852,090	90.9	810,332	95.1	939,619	116.0	918,241	97.7
入院	453,973	103.0	354,502	78.1	359,774	101.5	444,320	123.5	416,124	93.7
入院外	394,708	95.1	407,217	103.2	371,904	91.3	402,886	108.3	414,634	102.9
歯科	88,606	101.3	90,371	102.0	78,652	87.0	92,413	117.5	87,483	94.7
受診件数	41,474	100.6	42,015	101.3	39,385	93.7	44,793	113.7	44,169	98.6
入院	1,298	98.8	1,078	83.1	1,100	102.0	1,249	113.5	1,270	101.7
入院外	34,445	100.9	35,356	102.6	32,972	93.3	37,482	113.7	37,143	99.1
歯科	5,731	99.6	5,581	97.4	5,313	95.2	6,062	114.1	5,456	90.0
受診率	625.1	102.5	633.8	101.4	578.2	91.2	653.7	113.1	642.2	98.2
入院	19.6	100.6	16.3	83.1	16.1	99.3	18.2	112.9	18.5	101.3
入院外	519.1	102.7	533.4	102.7	484.0	90.8	547.0	113.0	540.0	98.7
歯科	86.4	101.4	84.2	97.5	78.0	92.6	88.5	113.4	79.3	89.7
保険者負担額	753,388	100.3	694,992	92.2	670,876	96.5	820,359	122.3	793,435	96.7
保険税収納額	625,391	109.4	636,541	101.8	613,598	96.4	602,305	98.2	568,496	94.4

3　老人保健事業

現状と課題

老人保健制度は、疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健事業を実施するとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することをねらいとして発足した。その後、数回改正があり、平成12年度から発足した介護保険制度により一時医療費は減少したがその後徐々に増加し、平成16年度1人当たりの医療費は、704,748円で県内33位となっている。このことは、多受診、医療機関の充実、医療技術の高度化による高額化、また一方では長期入院の増加等に起因するものであり、今後も増大するものと思われる。

また、戦後の第一次ベビーブーム時代に生まれた人たちが、定年を迎える高齢者の仲間入りをすることで、今後10～20年後高齢者人口の増加が予測される。今後とも老人医療と保健事業、在宅福祉サービスとの連携を図り、介護保険制度とともに老人福祉の総合的な施策の推進が課題である。

施策の内容

今後予想される医療費の増加に対し、平成20年度に発足予定の後期高齢者医療制度を基本として、医療費の適正化、医療受給者の健康増進を積極的に進めていく。また、要介護者を増加させないよう、介護予防に力をいれ「明るく活力ある超高齢化社会の構築」を目指していく。

重点施策

- 医療費の適正化
- 老人保健事業の推進

歳 入

(単位:千円、%)

年 次	2000		2001		2002		2003		2004	
	平成12年度	構成比	平成13年度	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
支払基金交付金	1,317,201	65.2	1,303,830	65.6	1,244,377	65.5	1,153,034	62.4	1,041,509	59.4
国庫支出金	367,011	18.2	364,139	18.3	380,915	20.0	431,765	23.3	430,473	24.5
県支出金	95,747	4.7	90,413	4.6	98,733	5.2	104,912	5.7	108,330	6.2
一般会計繰入金	164,160	8.1	160,565	8.1	123,121	6.5	136,450	7.4	144,537	8.2
繰越金	73,885	3.7	65,929	3.3	50,064	2.6	16,341	0.9	26,671	1.5
その他の収入	3,533	0.2	2,100	0.1	2,927	0.2	6,610	0.4	2,495	0.1
合 計	2,021,537	100.0	1,986,976	100.0	1,900,137	100.0	1,849,112	100.0	1,754,015	100.0
										94.86

(単位:千円、%)

年 次	2000		2001		2002		2003		2004	
	平成12年度	構成比	平成13年度	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
総務費	7,054	0.4	5,820	0.3	7,921	0.4	5,672	0.3	5,486	0.3
医療給付費	1,858,498	95.0	1,838,335	94.9	1,789,326	95.0	1,760,458	96.6	1,677,391	96.2
療養費支給費	7,221	0.4	7,568	0.4	10,286	0.5	19,452	1.1	19,786	1.1
審査支払手数料	7,369	0.4	7,588	0.4	7,788	0.4	7,469	0.4	7,322	0.4
その他の支出	75,366	3.9	77,601	4.0	68,475	3.6	29,390	1.6	33,840	1.9
合 計	1,955,508	100.0	1,936,912	100.0	1,883,796	100.0	1,822,441	100.0	1,743,825	100.0
										95.69

第3節 社会保障制度の充実

医療給付の状況

(単位:千円、%)

科 目	年 次	2000	2001	2002	2003	2004	
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	前年比
診療費	入 院	1,055,218	1,023,583	986,698	965,859	930,657	96.36
	入 院 外	573,799	568,875	529,294	530,217	533,509	100.62
	歯 科	48,956	51,216	49,673	47,830	41,636	87.05
	計	1,677,973	1,643,674	1,565,665	1,543,906	1,505,802	97.53
	調 剤	231,448	248,386	280,230	282,695	274,344	97.05
	食事療養費費用額	116,971	118,430	111,453	104,074	100,318	96.39
	訪 問 看 護	1,691	8,020	9,659	4,617	4,033	87.35
	医療給付費の合計	2,028,083	2,018,510	1,967,007	1,935,292	1,884,497	97.38
	医療費の支給費用額	8,030	8,345	9,469	7,083	19,786	279.34
	合 計	2,036,113	2,026,855	1,976,476	1,942,375	1,904,283	98.04

医療給付諸率

(単位:人、円、日、%)

科 目	年 次	2000	2001	2002	2003	2004	
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	前年比
年間平均医療給付受給者数	年間平均医療給付受給者数	2,739	2,815	2,869	2,780	2,674	96.19
	年間1人当たり老人医療費	744,255	720,020	688,908	698,696	704,748	100.87
	1 平 均 診 療 費	入 院	32,109	30,299	28,665	28,950	29,004
		入 院 外	17,460	16,839	15,377	15,892	16,627
診療種別毎の状況	1 平 均 診 療 費	歯 科	1,490	1,516	1,443	1,434	1,296
		計	51,059	48,654	45,485	46,276	46,927
	入 院	月平均受診率	8.61	8.30	7.60	7.69	7.65
		1件当たり日数	20.76	20.79	20.95	20.11	19.62
入院外	入 院	1日当たり診療費	17,958	17,563	18,002	18,728	19,334
		月平均受診率	116.17	115.69	115.49	117.35	121.14
	入 院	1件当たり日数	2.4	2.33	2.32	2.28	2.14
		1日当たり診療費	6,253	6,244	5,731	5,946	6,407
歯科	入 院	月平均受診率	7.03	6.83	6.97	7.16	6.67
		1件当たり日数	2.98	2.93	2.88	2.88	2.69
	入 院	1日当たり診療費	7,107	7,563	7,198	6,961	7,245
		月平均受診率	131.81	130.82	130.06	132.19	135.46
計	入 院	1件当たり日数	3.63	3.53	3.44	3.35	3.16
		1日当たり診療費	10,659	10,525	10,162	10,459	10,979

4 介護保険事業

現状と課題

本格的な高齢化社会の到来により、介護を必要とする高齢者は急速に増加し、その程度も重度化・長期化することが予測される。

また、独居高齢者の増加・女性の社会進出の進展等により、家族介護力は弱まってきており、家族介護者に過重な負担が強いられ、介護に対する不安は老後の最大の不安要因となっている。こうした背景のもと「第3期川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護に対する不安を解消するため、介護を社会的に支える仕組を構築し、これまで市町村及びその委託を受けた事業主体に限られていた保健・福祉サービスの提供を、民間事業者を含めた多様な提供主体により、地域の実情に応じた供給体制を確立する必要がある。

施策の内容

総合的な支援の基本理念

- 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資する。
- 高齢者の心身の現状、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築する。
- 高齢者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において本人の希望を最大限に尊重しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(1) 広域市町村の連携による計画と介護認定審査会の共同実施

介護サービスの提供に際しては、必要サービス量を十分に提供できる体制の確立が必要であり、この供給体制の確立に向け、施設サービスについては広域による供給の調整を行い、総合的かつ効率的なサービスに努める。

また、要介護認定審査の事務処理においては、共同で実施することにより迅速な対応を図る。

(2) 地域密着型介護予防・地域支援事業サービス提供体制

- 地域密着型介護予防サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とともに、認知症高齢者に対するサービス内容を検討し、地域に密着したサービス提供を目指す。

- 地域支援事業

要介護（支援）状態となるおそれのある高齢者（特定高齢者）や、65歳以上の一

般の高齢者（一般高齢者）に対し、状態の改善・安定を目指すための事業を計画し、多くの高齢者に参加を呼びかけ、自立した生活をめざす。

（3） 介護サービス提供体制

○ 施設サービス

法定の施設サービスである介護老人福祉施設、老人保健施設及び療養型医療施設については、広域によるサービス提供を図る。

○ 居宅サービス

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自立した生活ができ、必要な介護サービス・医療サービスが総合的に受けられる体制づくりを目指す。

○ 居宅介護支援

要介護認定者の介護保険サービス利用の相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮するなど、適切な在宅サービス（ケアプランの作成等）の支援を行う。

第5章

個性豊かな人づくりと文化の高揚

1 学校教育

現状と課題

これからの中学校教育は、基礎、基本を確実に身に付け、よりよく問題を解決する能力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成することが求められており、学習の目標を立て、それを育成するための手立てを工夫しながら、個人差に応じた授業づくりを推し進めていくことが必要である。また、将来の人間形成のために、人間尊重の精神と生命への尊厳を身に付けさせ、これらの道徳性を学校における教育活動全体を通じて養うよう努めなければならない。一方、学校は目に見えない壁に覆われているというイメージを取り除き、学校の教育内容や成果を今まで以上に保護者や地域に知らせていくこと、或いは外部からの声に十分耳を傾け教育活動を見直していく努力も必要となる。

さらに大きな問題として取り上げられている児童生徒に対する環境教育がある。この時期にこそ、これらの現状をどうとらえるか、また具体的にどう教えていくかが、小・中学校時代の取り組みとして極めて大きなテーマである。

また、教職員においては、教職員の職責にふさわしい資質や能力を発揮できるかどうかが一つのポイントであり、専門研修並びに各種研修、特に社会体験部門研修には積極的に参加させ、社会の生き方を学ぶためにもぜひこれを推進していきたい。

学校施設の整備充実面については、積極的に進めてきているが、校舎や屋内運動場については、老朽化が進んでいることから耐震性の問題もあり、修繕等を実施するとともに、優先度を決め、順次改築を進めていく必要がある。

児童生徒の「安全・安心」については、極めて深刻な社会問題となっている。本町における子どもの安全確保については、学校敷地内での有事訓練をはじめ、集団による登下校の励行、問題となっている1人下校をする子供の指導、子ども安全パトロールの実施、保護者や地域への協力要請を行っているが、現実の問題として、今後より以上に地域との連携の在り方をはじめ、保護者、長寿会他各組織等の協力をより一層得ながら、町民全体の目と地域で「子どもの安全」を見守り、安全に対する基本的な考え方、取り組みの方向性を検討していく必要がある。

また、近年、児童生徒の朝食の欠食、孤食等の問題が指摘され、栄養摂取、肥満症等が増加しており、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要視されている。

このためにも学校内農園での生産・収穫や各地域で取れる農産物の生産や体験、また、見学等も併せて行いながら、学校給食の時間、学級活動、「総合的な学習の時間」などの学校教育活動全体の中で、広く食に関する指導に取り組む必要がある。

学校施設の状況

区分 学校名		児童 生徒数	校舎面積	屋内運動場 面積	屋外運動場 面積	学級数
小学校	川南	502人	4,754 m ²	726 m ²	19,013 m ²	18
	通山	289	2,997	450	11,322	14
	東	169	2,300	532	13,772	8
	多賀	92	1,969	476	11,265	7
	山本	92	1,942	476	10,581	7
中学校	唐瀬原	314	4,083	1,294	28,654	11
	国光原	269	3,183	1,345	20,147	10

児童・生徒数の推移

区分		平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
小学校	児童数	1,198	1,151	1,165	1,129	1,137	1,128	1,144
	学級数	49	50	52	51	54	54	54
中学校	生徒数	789	766	668	623	589	601	583
	学級数	23	22	22	21	20	20	21
計	児童・生徒数	1,987	1,917	1,833	1,752	1,726	1,729	1,727
	学級数	72	72	74	72	74	74	75

学校基本調査

施策の内容

(1) 教育内容の充実

- 自己学習力を育てて基礎学力を定着させ、確かな学力の向上を目指しながら、個性や能力を引き出し、豊かな想像力を伸ばす学校づくりに努める。
- 学校週5日制を活用し、総合的な学習により、将来の社会人としても調和のとれた人格の形成を目指す。
- 自然体験や社会参加を促進し、併せて「人と人とのふれあいの場」の充実を図り、一方では郷土教育を推進していく。
- パソコンを利用した教育を積極的に実施するとともに、多様なマルチメディアを生かした教育も平行して行う。
- 心の教育とともに、心身を練磨し、生きる力の基盤となる健康・体力づくりを推進する。
- 教職員の資質の向上及び教育相談等の充実により教育課題の解決を図る。

- 給食の時間を食育に関する重要な位置づけとし、学校栄養職員等が関わり、食育の内容充実を図る。また、学校での取り組みとともに、保護者や地域の理解を得ながら、家庭、地域との連携した取り組みを行う。

(2) 教育施設、環境の整備充実

- 校舎、屋内運動場等をはじめとした教育施設の計画的な整備を積極的に推進する。
- パソコンを利用した教育に伴い、めまぐるしく進化する機器の充実、更新を図る。

(3) 地域との体制の確立

- 学校、家庭、地域社会の連携強化による多様な教育力の活用を図る。特に「子どもの安全」については地域との連携をさらに密にし、通学路や地域において、安心して行動ができるよう支援体制づくりに努める。

児童生徒数見込み

単位：人、級

区分		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
小学校	児童数	1,137	1,140	1,131	1,084	1,055
	学級数	55	55	56	54	53
中学校	生徒数	573	579	567	588	575
	学級数	22	21	21	22	22
計	児童・生徒数	1,710	1,719	1,698	1,672	1,630
	学級数	77	76	77	76	75

1 生涯学習の推進

現状と課題

本格的な高齢社会が到来し、この時代をいかに生きたらよいか将来の生活設計に関心が高まっている。このため、生涯を通じて多面的な能力を開花させる生涯学習を支援する基盤づくりが一段と重要となっている。

今後より一層、町民がいつでも、どこでも、だれでも学習できるよう、教育環境の整備、人材の育成に努めるとともに、一人ひとりの自主的な学習意欲を喚起しつつ、ライフステージやテーマに応じたきめ細かい学習プログラムを充実することが必要である。

施策の内容

(1) 推進体制の整備

○ 生涯学習推進の充実

町民の価値観やニーズの多様化に対応し、一人ひとりの自発的学習意欲の喚起を図るとともに、地域社会への実情に応じて生涯学習を推進する。

○ 社会教育関係団体の育成

青年・女性団体の魅力ある組織づくりと、活動の支援学習グループやボランティア団体に対しては、自主性、自発性を尊重し、側面的な支援に努める。

○ 指導者の育成

社会教育にかかわる団体や学習活動の指導者リーダーの育成に努める。

(2) 学習機会の拡充

○ 青少年教育の推進

町青少年健全育成協議会を中心に、関係団体、学校、家庭の連携を強化し、活動の充実を図る。

○ 家庭教育の推進

学校週5日制により、家庭や地域で過ごす時間が多くなり家庭や地域における教育の重要性が増している。そのため、学習機会の拡充や相談体制の整備に努める。

○ 女性教育の充実

地域における女性の学習機会の拡充と生涯学習への意欲の高揚を図り、女性活動のリーダーの養成と団体の育成に努める。

○ 青・壮年教育の充実

職業を通して社会の連帯意識を高め、社会人の中堅としての役割を果たし、地域活動を推進するリーダーを育成する。

○ 高齢者教育の充実

高齢者が生きがいのある生活を指向し、豊かな人生を送り、しかも地域社会づくり

りにも積極的に参加できるよう学習機会の拡充、指導者の養成、学習内容の充実を図る。

○ P T A活動の推進

児童生徒の健全育成を図る成人教育団体として、P T A活動の目的、意義の理解を深め、家庭及び地域における社会教育の振興を図る。

○ 公民館活動の推進

町民の人間的な信頼感や地域連帯意識を高めて、地域住民の積極的な参加と協力を基盤に事業の展開を図り、生涯学習時代にふさわしい地域づくり及び生涯学習推進としての公民館活動を進める。

○ 家庭教育の支援

家庭教育の支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質向上を図る。

リーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を推進する。

2 社会体育

現状と課題

近年、生涯スポーツの気運の高まりと共に、個々のライフステージに応じた、スポーツレクリエーション活動が展開されるようになった。特に商業化されたフィットネススタジオ、医療保険による高齢化社会のために始められたスポーツ教室等、スポーツに対する関心度の複雑かつ多様化の傾向がさらに強くなっている。

一方、地域における生涯スポーツの活動は、地域住民の自主性、自発性に基づいて、健康の保持増進、仲間づくり、地域づくりとして、なお一層の充実が求められている。

今後、スポーツ指導者並びに健康アドバイザー等人材育成を進めつつ、既存の指導者と共に組織をつくり、社会体育の施策をより広く展開することが必要とされる。あわせて、住民が気軽に使える運動広場等、生涯を通して各年代におけるスポーツレクリエーション活動を支え、かつ人的交流を深める場の提供に努める必要がある。

施策の内容

生涯各年代での健康教育を重視し、生涯スポーツプログラムの開発と普及促進、あわせて、学校スポーツ活動中心からスポーツクラブを中心とした地域スポーツクラブの組織編成に着手しなければならない時期にある。そのためにも、指導者の養成と資質の向上に努める。

社会体育施設については、運動公園や武道館、農村センター等、老朽化や構造上改修の必要のある施設が多くなっているため、計画的な整備改修を進める。

また、運動公園の機能充実とあわせ、点在する各種運動広場等の活用・有効利用に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ活動の核となる新たな施設の整備を検討する。

1 町民文化の高揚

現状と課題

平成11年7月に文化ホール・図書館複合施設が開設し、文化芸術団体、学校関係、同好会、愛好者等により、音楽をはじめ、演劇・伝統芸能等の文化活動の拠点として、また、講演会・イベント・各種大会など多目的に利用されている。

豊かな感性を育み、心の豊かさをもたらす文化活動の一層の活発化を図るため、様々な文化の交流と広域的な文化ネットワークづくり、また、時代を担う子供に芸術文化活動の場や文化を鑑賞する機会を提供することが、今後の重要な課題である。

施策の内容

町民文化の拠点である文化ホールのソフト面での機能充実を図り、自主文化事業をはじめとした文化鑑賞や文化活動の展開の場を提供する。

今後は、特に学校との連携を深めながら、時代を担う子供に文化を育む環境づくりの推進を図る。

また、地域、世代、ジャンル等を越えた文化交流を促進するとともに、文化団体等の育成と相互の連携を図り、多様なネットワークの形成、各種文化情報の発信を推進する。

2 図書館の充実

現状と課題

近年私達をとりまく社会環境は、高度な科学技術の発達と情報化社会が進展している。しかし、その一方で心の豊かさも求められる時代になってきている。また、超高齢社会の進行と余暇の増大は、生涯学習社会を形成している。

本町においては、町立図書館を平成11年7月15日に開館させ、町民に学習と調査・憩いの場を提供している。町民一人ひとりのニーズは、多様化・高度化・個性化しており、さらに充実した図書館資料の整備が望まれる。

また、各種の文化事業の実施や図書館利用者の教育も必要となってきている。

施策の内容

町民に「親しまれる期待される図書館」を目指し、多様化・高度化・個性化した学習・情報獲得のニーズや広範な趣味・娯楽の追及に対応するため、広い範囲にわたる資料の収集と利用促進を図っていく。

また、町民がいろいろと学習できる図書館として、各種の文化事業を企画実施し、生涯学習の充実及び文化活動の振興を図っていく。

さらに、図書館サービスに関する町民の要求・地域的条件の調査と分析結果を図書館運営に生かしていく。

3 文化財の保護

現状と課題

国指定天然記念物川南湿原植物群落については、国、県の指導を受けながら、今日までの基礎環境調査等の成果蓄積を、今後の保護対策にどのように生かすかが緊急かつ重要な課題となっている。また、川南湿原植物群落に限らず、町内に点在する湿原植物群落の保護に努める必要がある。

宗麟原供養塔・川南古墳群等の国指定史跡については、町・観光協会等を始め、国・県との連携を深め、保護・管理公開対策を講じる必要がある。

民族文化については、伝統を守りながら、積極的な援助・育成に努める。

埋蔵文化財については、未だ一般的には保護の重要性が十分認識されているとは言えない状況にあるので、諸開発の当事者に対しては、文化財保護法の趣旨を十分理解してもらえるよう粘り強く対処していかなければならない。

施策の内容

川南湿原植物群落については、植物群落という性格上、性急かつ拙速な保護対策の名の下に滅失の危機を招くことがあってはならないので、環境変化に留意しつつ保護対策に努める。

民俗芸能の保護育成には、記録保存や臨時の財政援助などの必要な対策を行う。

天然記念物・民族資料・発掘調査出土品等を町民に広く公開するために、資料館等施設の整備を検討する。また、重要遺跡・史跡については、関係機関と協議しながら整備計画を立てて整備保存に努める。

第6章

計画の実現に向けて

町民参加の推進

現状と課題

平成12年4月の地方分権推進一括法の施行により、市町村は、これまで以上に町民の福祉向上のため、地域の特色を生かした自主的・主体的な町づくりを推進していかなければならない。

この計画に掲げた課題を解消し、新たな施策を展開するとともに、今後複雑・多様化する行政需要に的確に対応するためには、より効果的な行政策の運営に一層努力することはもちろん、町民が様々な分野で町政に積極的に参加できる体制を確立し、行政と民間が強調・連携した多様な主体によるまちづくりを展開していくことが必要である。

施策の内容

(1) 元気みやざき県民運動

県が元気宮崎創造計画（宮崎県長期総合計画）の中で推進する県民運動である「健康新みやざき推進運動」、「環境みやざき推進運動」、「地域みまもり推進運動」の積極的な展開を図る。

(2) 男女共同社会づくりの実現

男性と女性がお互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するとともに、男女共同参画計画の策定に努める。

(3) 民間活力の有効活用

公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中で、行政がこうしたニーズに対してより効果的・効率的に対応していくために、民間との協力関係によって民間の力を有効に行政に活用する必要がある。そのために指定管理者制度の有効活用や、NPO（非営利民間組織）やPFI（民間資金等活用事業）等の設立支援に努める。

2 開かれた行政

現状と課題

本町においては、「広報かわみなみ」や「お知らせ」によって行政情報、行事等の情報提供を行うとともに、広聴活動については、平成17年4月から導入した区制度により各区に担当職員を配置し、定期的に開催される各区運営委員会に出席することで町政に対する提言等に対し迅速な対応を行っている。

しかしながら、更に幅広い町民の声を行政に反映させるためには、今後ますます多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速な処理ときめ細かなサービスを提供するため、広報広聴活動をさらに充実強化することが重要である。

また、高度情報化社会にあって、近年地域情報や行政情報に対する町民の関心が高まっていることから、行政の持つ情報を広く開示・提供し、町民が容易に利用できるよう情報公開条例の制度活用を町民に周知するなど、行政の透明性の向上に努める必要がある。

施策の内容

(1) 広聴活動の充実

各区で定期的に開催される運営委員会の場が、広聴活動を行う手段として最も有効であると考えられるので、区長・振興班長に区民の町政に対する意見の集約を依頼する等、幅広い町民からの意見を求めるための具体的な実施方法について検討する。

(2) 広報活動の充実

行政をはじめとした各種情報を分かりやすく、また町民から親しまれる広報誌づくりに努めるとともに、防災行政無線の有効活用や町ホームページの充実を図る。

(3) 末端行政組織の再編

平成17年4月から新しい末端行政組織再編として、区長制の導入、地区担当役場職員の配置、窓口案内体制の整備を行っているところである。

しかし振興班未加入世帯の解消については、様々な諸問題も多く、今後も役場、区長、振興班長を交え検討を行っていく必要がある。

安全、安心のまちづくりを進める中で振興班加入の必要性を訴え、振興班未加入世帯の解消に努めていく。

(4) 情報公開の推進

情報公開については、町民の要請を踏まえ、個人情報保護等の問題に配慮しながら、実施のための条件整備を図り実現に向けて努力する。

1 行政改革の推進

現状と課題

本町では、地方分権推進の大きな流れや行政を取り巻く厳しい環境に適応し簡素で効率的な行政運営を確立するため、平成12年度に「第三次川南町行政改革大綱」を策定し、事務事業の合理化、財政運営の健全化、組織機構の見直しの基本方針に基づき、町民福祉の向上を目指して行政改革を進めてきた。

しかし、三位一体の改革をはじめとした構造改革の推進や広域的な行政需要の増大により、本町の財政状況は極めて厳しい状況にあり、激変する社会経済情勢に対応するためには、これまでの行政サービスから一歩踏み込んだ施策の転換が求められる。このため本町では、平成17年度に第四次川南町行政改革大綱並びに川南町集中改革プランを策定し、平成18年度から平成22年度まで5箇年の具体的な取組項目を明示し取組んでいく。

施策の内容

- 事務事業の見直し
- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 定員・給与等の状況の公表
- 人材育成の推進
- 経費の節減合理化等財政の健全化
- 補助金等の整理合理化
- 民間委託等の推進
- 公共工事
- 公営企業の経営合理化
- 公正の確保と透明性の向上
- 地域協働の推進
- 議会の活性化

2 広域行政

現状と課題

本町は、消防・ごみ・し尿処理等において共同事務処理を行ってきたが、近年は、処理能力や施設の老朽化等の問題を抱えながらの運営となっている。

今後も交通網の整備と情報化社会の進展により、地域住民の活動範囲は、行政の枠を越え一層拡大してくるものと思われる。このような中において、町民の様々な要請に応え、質の高い地域社会をつくるためには、共通課題を持つ近隣町民との広域的な施策の取組みが重要である。

施策の内容

(1) 西都児湯広域市町村圏計画等の推進

西都児湯地域の振興発展のために関係市町村と連携をとりながら、第4次西都児湯広域市町村計画をはじめ、西都児湯地域振興計画、歴史ロマンのさとづくり構想等の着実な推進を図る。

(2) 広域処理事業の整備充実

現在広域共同処理を行っている事業については、さらに整備充実を図る一方、効率化、緊急性を念頭に、広域化の望ましい新たな事業についての検討を行う。

3 市町村合併

現状と課題

本町においては、平成16年1月に4町（高鍋町、木城町、川南町、都農町）による東児湯合併協議会（法定協議会）を立ち上げたが、意見調整が図られず平成16年8月31日をもって解散となり、その後も合併論議を行ったが合併に至らなかった。

今後、国の三位一体の改革の推進により地方交付税の減額等が予想され、更なる厳しい財政運営となる見込みである。

当面は、集中改革プランの実施や広域行政等も含めた行財政改革に取り組み効率的行財政運営の確立を図っていく。

施策の内容

新法における市町村合併については、県の策定する構想を参考にし、近隣市町村の合併に対する気運の醸成を見ながら対応していく。

4 財政運営

現状と課題

我が国経済は、景気が緩やかに回復し、企業部門の好調さが雇用、所得環境の改善を通じて家計部門へと波及し、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれているが、本町を取り巻く社会経済情勢は、少子・人口減及び超高齢社会の到来、高度情報化の急速な進展、環境問題等地球規模の課題の顕在化などに加え、厳しい景気・雇用情勢、三位一体改革により、国と地方公共団体の関係が急速に変化をしている。このような環境の変化と新たな政策課題に対応するため、新たな地方税財源の充実・確保等について積極的に取り組むとともに、新時代の地方自治にふさわしい行政体制の整備を進める必要がある。

一方、本町財政は、景気回復遅れの影響を受け、自主財源が伸びないなかで、平成17年度末の借入金残高が77億4千2百万円にのぼる厳しい財政状況にあり、財政の健全化を図ることが緊急の課題となっている。

このような状況のもと本町の財政状況は、平成16年度までは大型の事業への取り組み等により予算規模が大きくなってきたが、平成17年度は57億5千2百万円でバブル景気前の平成元年規模になっている。公債費は平成22年度まで毎年8億数千万円の元利金償還が見込まれ、公債費比率・起債制限比率・経常収支比率等の上昇等により、今後町財政に与える影響は増大し、一層厳しい財政運営を強いられるものと思われる。

以上のことから、今後の財政運営については、更に経常経費の節減を図るとともに、投資的経費についてもその効果等を十分考慮のうえ進めていく必要がある。

施策の内容

総合計画の終期に当たる平成22年度の財政事情は、三位一体改革による地方交付税改革で総額が抑制され、公債費の負担等により財政の弾力性が乏しくなると見込まれる。このため、集中改革プランの策定による徹底した事務事業の見直しや、行財政運営の効率化等を推進して歳出の抑制を図るとともに、税収の増加に努めることなどにより、収支を改善し、財政の健全化を進める。しかしながら町民が真に必要とする事業については、その財源を確保しながら、誰もが住みたくなる郷土の創造、自然を生かした活力ある地域産業の展開、健康で思いやりのある社会づくりの推進、個性豊かな人づくりと文化の高揚の促進を図るものとする。

第2節 効率的行財政の推進

性質別歳入の状況

(単位:千円, %, 倍)

年 度 項 目	2000 平成12年度		2001 平成13年度			2002 平成14年度				2003 平成15年度				2004 平成16年度			
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	平14 平12	決算額	構成比	増減率	平15 平12	決算額	構成比	増減率	平16 平12
町 税	1,251,329	17.6	1,273,791	19.0	1.8	1,231,929	18.1	△ 3.3	△ 1.6	1,222,922	17.6	△ 0.7	△ 2.3	1,235,010	16.5	1.0	△ 1.3
町 民 税	478,175	6.7	482,113	7.2	0.8	426,939	6.3	△ 11.4	△ 10.7	447,868	6.4	4.9	△ 6.3	441,945	5.9	△ 1.3	△ 7.6
固定資産税	637,074	8.9	654,599	9.8	2.8	665,093	9.8	1.6	4.4	630,372	9.0	△ 5.2	△ 1.1	644,696	8.6	2.3	1.2
軽自動車税	35,914	0.5	37,356	0.6	4.0	38,484	0.6	3.0	7.2	39,479	0.6	2.6	9.9	41,714	0.6	5.7	16.1
町たばこ税	100,166	1.4	99,723	1.5	△ 0.4	101,413	1.5	1.7	1.2	105,203	1.5	3.7	5.0	106,655	1.4	1.4	6.5
地 方 譲 与 税	136,489	1.9	138,776	2.1	1.7	139,229	2.0	0.3	2.0	146,259	2.1	5.0	7.2	185,783	2.5	27.0	36.1
利子割交付金	37,619	0.5	50,040	0.7	33.0	14,958	0.2	△ 70.1	△ 60.2	9,769	0.1	△ 34.7	△ 74.0	8,214	0.1	△ 15.9	△ 78.2
配当割交付金														816	0.0	皆増	皆増
株式等譲渡所得割交付金														653	0.0	皆増	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金	145,739	2.0	136,006	2.0	△ 6.7	120,296	1.8	△ 11.6	△ 17.5	139,600	2.0	16.0	△ 4.2	153,804	2.1	10.2	5.5
特別地方消費税交付金	332	0.0			皆減					皆減				皆減			皆減
自動車取得税交付金	50,174	0.7	52,467	0.8	4.6	43,928	0.6	△ 16.3	△ 12.4	45,204	0.6	2.9	△ 9.9	47,742	0.6	5.6	△ 4.8
地 方 特 例 交 付 金	33,334	0.5	38,612	0.6	15.8	38,706	0.6	0.2	16.1	34,482	0.5	△ 10.9	3.4	36,307	0.5	5.3	8.9
地 方 交 付 税	2,937,440	41.3	2,753,322	41.1	△ 6.3	2,596,110	38.1	△ 5.7	△ 11.6	2,413,587	34.6	△ 7.0	△ 17.8	2,443,548	32.7	1.2	△ 16.8
普通交付税	2,710,257	38.1	2,534,351	37.9	△ 6.5	2,397,626	35.2	△ 5.4	△ 11.5	2,220,894	31.9	△ 7.4	△ 18.1	2,257,465	30.2	1.6	△ 16.7
特別交付税	227,183	3.2	218,971	3.3	△ 3.6	198,484	2.9	△ 9.4	△ 12.6	192,693	2.8	△ 2.9	△ 15.2	186,083	2.5	△ 3.4	△ 18.1
交通安全対策特別交付金	2,651	0.0	3,227	0.0	21.7	3,028	0.0	△ 6.2	14.2	3,034	0.0	0.2	14.4	3,076	0.0	1.4	16.0
分担金及び負担金	89,304	1.3	87,677	1.3	△ 1.8	85,013	1.2	△ 3.0	△ 4.8	80,322	1.2	△ 5.5	△ 10.1	76,234	1.0	△ 5.1	△ 14.6
使用料及び手数料	172,886	2.4	175,482	2.6	1.5	175,194	2.6	△ 0.2	1.3	165,382	2.4	△ 5.6	△ 4.3	168,117	2.2	1.7	△ 2.8
国庫支出金	475,442	6.7	420,909	6.3	△ 11.5	526,265	7.7	25.0	10.7	645,697	9.3	22.7	35.8	439,660	5.9	△ 31.9	△ 7.5
県 支 出 金	729,150	10.2	669,915	10.0	△ 8.1	394,659	5.8	△ 41.1	△ 45.9	771,457	11.1	95.5	5.8	1,333,719	17.8	72.9	82.9
財 産 収 入	11,687	0.2	41,871	0.6	258.3	72,345	1.1	72.8	519.0	13,082	0.2	△ 81.9	11.9	44,211	0.6	238.0	278.3
寄 附 金	34	0.0	1,100	0.0	3135.3	100	0.0	△ 90.9	194.1	100	0.0	0.0	194.1				
繰 入 金	521,696	7.3	368,977	5.5	△ 29.3	611,196	9.0	65.6	17.2	314,448	4.5	△ 48.6	△ 39.7	620,697	8.3	97.4	19.0
繰 越 金	60,069	0.8	62,717	0.9	4.4	157,658	2.3	151.4	162.5	144,065	2.1	△ 8.6	139.8	82,783	1.1	△ 42.5	37.8
諸 収 入	79,848	1.1	70,537	1.1	△ 11.7	76,484	1.1	8.4	△ 4.2	71,651	1.0	△ 6.3	△ 10.3	105,515	1.4	47.3	32.1
町 債 債	385,700	5.4	348,600	5.2	△ 9.6	519,700	7.6	49.1	34.7	744,600	10.7	43.3	93.1	496,300	6.6	△ 33.3	28.7
歳 入 合 計	7,120,923	100.0	6,694,026	100.0	△ 6.0	6,806,798	100.0	1.7	△ 4.4	6,965,661	100.0	2.3	△ 2.2	7,482,189	100.0	7.4	5.1

第2節 効率的行財政の推進

性質別歳出の状況

(単位:千円, %, 倍)

年 度 項目	2000 平成12年度		2001 平成13年度			2002 平成14年度				2003 平成15年度			2004 平成16年度					
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	平14 — 平12	決算額	構成比	増減率	平15 — 平12	決算額	構成比	増減率	平16 — 平12	
人 件 費	1,751,564	24.8	1,716,718	26.3	△ 2.0	1,693,803	25.4	△ 1.3	△ 3.3	1,603,959	23.3	△ 5.3	△ 8.4	1,626,186	22.1	1.4	△ 7.2	
物 件 費	713,284	10.1	730,256	11.2	2.4	711,984	10.7	△ 2.5	△ 0.2	700,521	10.2	△ 1.6	△ 1.8	671,248	9.1	△ 4.2	△ 5.9	
維持補修費	29,083	0.4	18,417	0.3	△ 36.7	16,777	0.3	△ 8.9	△ 42.3	29,661	0.4	76.8	2.0	28,804	0.4	△ 2.9	△ 1.0	
扶 助 費	444,781	6.3	475,675	7.3	6.9	465,795	7.0	△ 2.1	4.7	560,901	8.1	20.4	26.1	604,726	8.2	7.8	36.0	
補 助 費 等	754,847	10.7	745,858	11.4	△ 1.2	871,399	13.1	16.8	15.4	803,470	11.7	△ 7.8	6.4	802,022	10.9	△ 0.2	6.2	
建設事業費	1,579,800	22.4	1,080,661	16.5	△ 31.6	1,059,743	15.9	△ 1.9	△ 32.9	1,354,125	19.7	27.8	△ 14.3	1,684,179	22.9	24.4	6.6	
普通建設事業費	1,567,659	22.2	1,077,230	16.5	△ 31.3	1,045,453	15.7	△ 2.9	△ 33.3	1,304,490	19.0	24.8	△ 16.8	1,659,835	22.5	27.2	5.9	
内 訳	補 助	656,317	9.3	404,037	6.2	△ 38.4	356,861	5.4	△ 11.7	△ 45.6	744,057	10.8	108.5	13.4	1,131,656	15.4	52.1	72.4
	単 独	911,342	12.9	673,193	10.3	△ 26.1	688,592	10.3	2.3	△ 24.4	560,433	8.1	△ 18.6	△ 38.5	528,179	7.2	△ 5.8	△ 42.0
	災害復旧事業費	12,141	0.2	3,431	0.1	△ 71.7	14,290	0.2	316.5	17.7	49,635	0.7	247.3	308.8	24,344	0.3	△ 51.0	100.5
	補 助																	
	単 独																	
公 債 費	775,126	11.0	830,613	12.7	7.2	823,025	12.4	△ 0.9	6.2	805,930	11.7	△ 2.1	4.0	864,749	11.7	7.3	11.6	
積立金	410,433	5.8	410,370	6.3	△ 0.0	524,230	7.9	27.7	27.7	473,360	6.9	△ 9.7	15.3	525,612	7.1	11.0	28.1	
投資・出資・貸付金	99,744	1.4	33,254	0.5	△ 66.7	30,455	0.5	△ 8.4	△ 69.5	34,085	0.5	11.9	△ 65.8	30,105	0.4	△ 11.7	△ 69.8	
繰出金	499,544	7.1	494,546	7.6	△ 1.0	465,522	7.0	△ 5.9	△ 6.8	516,866	7.5	11.0	3.5	529,432	7.2	2.4	6.0	
歳出合計	7,058,206	100.0	6,536,368	100.0	△ 7.4	6,662,733	100.0	1.9	△ 5.6	6,882,878	100.0	3.3	△ 2.5	7,367,063	100.0	7.0	4.4	
歳入歳出差引額	62,717		157,658		151.4	144,065		△ 8.6	129.7	82,783		△ 42.5	32.0	115,126		39.1	83.6	

第2節 効率的行財政の推進

目的別歳出の状況

(単位:千円, %, 倍)

年度 項目	2000 平成12年度		2001 平成13年度			2002 平成14年度				2003 平成15年度			2004 平成16年度				
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	平14 — 平12	決算額	構成比	増減率	平15 — 平12	決算額	構成比	増減率	平16 — 平12
議会費	104,870	1.5	99,917	1.5	△ 4.7	99,101	1.5	△ 0.8	△ 5.5	96,543	1.4	△ 2.6	△ 7.9	95,843	1.3	△ 0.7	△ 8.6
総務費	1,116,008	15.8	1,012,701	15.5	△ 9.3	1,115,744	16.7	10.2	△ 0.0	1,103,197	16.0	△ 1.1	△ 1.1	1,249,376	17.0	13.3	12.0
民生費	1,601,150	22.7	1,640,568	25.1	2.5	1,587,083	23.8	△ 3.3	△ 0.9	1,684,801	24.5	6.2	5.2	1,781,896	24.2	5.8	11.3
衛生費	483,980	6.9	493,182	7.5	1.9	562,946	8.4	14.1	16.3	492,223	7.2	△ 12.6	1.7	525,158	7.1	6.7	8.5
労働費	18,858	0.3	10,200	0.2	△ 45.9	25,083	0.4	145.9	33.0	24,522	0.4	△ 2.2	30.0	25,023	0.3	2.0	32.7
農林水産業費	1,126,284	16.0	1,058,900	16.2	△ 6.0	709,780	10.7	△ 33.0	△ 37.0	975,270	14.2	37.4	△ 13.4	1,559,088	21.2	59.9	38.4
商工費	148,608	2.1	88,569	1.4	△ 40.4	106,483	1.6	20.2	△ 28.3	99,220	1.4	△ 6.8	△ 33.2	72,387	1.0	△ 27.0	△ 51.3
土木費	359,808	5.1	385,887	5.9	7.2	421,722	6.3	9.3	17.2	726,813	10.6	72.3	102.0	356,462	4.8	△ 51.0	△ 0.9
消防費	236,670	3.4	230,642	3.5	△ 2.5	245,710	3.7	6.5	3.8	257,064	3.7	4.6	8.6	232,500	3.2	△ 9.6	△ 1.8
教育費	1,074,703	15.2	654,179	10.0	△ 39.1	951,766	14.3	45.5	△ 11.4	567,660	8.2	△ 40.4	△ 47.2	580,237	7.9	2.2	△ 46.0
災害復旧費	12,141	0.2	3,431	0.1	△ 71.7	14,290	0.2	316.5	17.7	49,635	0.7	247.3	308.8	24,344	0.3	△ 51.0	100.5
公債費	775,126	11.0	830,613	12.7	7.2	823,025	12.4	△ 0.9	6.2	805,930	11.7	△ 2.1	4.0	864,749	11.7	7.3	11.6
諸支出費			27,579	0.4	皆増												
歳出合計	7,058,206	100.0	6,536,368	100.0	△ 7.4	6,662,733	100.0	1.9	△ 5.6	6,882,878	100.0	3.3	△ 2.5	7,367,063	100.0	7.0	4.4

第2節 効率的行財政の推進

地方債現在高の状況

(単位:千円, %, 倍)

年 度 項目	2000 平成12年度	2001 平成13年度		2002 平成14年度			2003 平成15年度		2004 平成16年度			
	現 在 高	現 在 高	前年比	決 算 額	前年比	平14 — 平12	決 算 額	前年比	平15 — 平12	決 算 額	前年比	平16 — 平12
一般公共事業債	624,422	685,862	9.8	730,674	6.5	17.0	781,095	6.9	25.1	836,961	7.2	34.0
一般単独事業債	5,260,781	4,990,192	△ 5.1	4,716,425	△ 5.5	△ 10.3	4,404,205	△ 6.6	△ 16.3	4,023,433	△ 8.6	△ 23.5
公営住宅建設事業債	493,692	469,265	△ 4.9	430,531	△ 8.3	△ 12.8	555,024	28.9	12.4	512,217	△ 7.7	3.8
義務教育施設整備事業債	774,437	716,178	△ 7.5	762,980	6.5	△ 1.5	705,950	△ 7.5	△ 8.8	650,426	△ 7.9	△ 16.0
辺地対策事業債	104,771	90,584	△ 13.5	76,093	△ 16.0	△ 27.4	61,291	△ 19.5	△ 41.5	46,172	△ 24.7	△ 55.9
災害復旧事業債	28,327	20,761	△ 26.7	14,220	△ 31.5	△ 49.8	21,590	51.8	△ 23.8	24,483	13.4	△ 13.6
一般廃棄物処理事業債	1,403		皆 減			皆 減			皆 減			皆 減
厚生福祉施設設備事業債	79,376	69,004	△ 13.1	58,333	△ 15.5	△ 26.5	47,075	△ 19.3	△ 40.7	36,838	△ 21.7	△ 53.6
社会福祉施設設備事業債										19,000	皆 増	皆 増
財源対策債	207,321	203,577	△ 1.8	222,727	9.4	7.4	208,795	△ 6.3	0.7	196,612	△ 5.8	△ 5.2
減収補てん債	10,820	9,738	△ 10.0	8,656	△ 11.1	△ 20.0	7,574	△ 12.5	△ 30.0	6,492	△ 14.3	△ 40.0
臨時財政特例債	35,946	31,816	△ 11.5	27,463	△ 13.7	△ 23.6	22,876	△ 16.7	△ 36.4	18,793	△ 17.8	△ 47.7
公共事業等臨時特例債	2,617	1,782	△ 31.9	910	△ 48.9	△ 65.2		皆 減	皆 減			皆 減
減税補てん債	300,266	306,538	2.1	308,436	0.6	2.7	307,230	△ 0.4	2.3	305,305	△ 0.6	1.7
臨時税収補てん債	103,000	97,857	△ 5.0	92,611	△ 5.4	△ 10.1	87,260	△ 5.8	△ 15.3	81,801	△ 6.3	△ 20.6
臨時財政対策債		109,900	皆 増	330,900	201.1	皆 増	769,200	132.5	皆 増	1,080,400	40.5	皆 増
調整債	26,808	20,572	△ 23.3	13,995	△ 32.0	△ 47.8	7,057	△ 49.6	△ 73.7	3,634	△ 48.5	△ 86.4
県貸付金	170,909	175,589	2.7	140,658	△ 19.9	△ 17.7	110,707	△ 21.3	△ 35.2	99,025	△ 10.6	△ 42.1
その他	139,251	131,157	△ 5.8	123,442	△ 5.9	△ 11.4	115,747	△ 6.2	△ 16.9	108,064	△ 6.6	△ 22.4
合 計	8,364,147	8,130,372	△ 2.8	8,059,054	△ 0.9	△ 3.6	8,212,676	1.9	△ 1.8	8,049,656	△ 2.0	△ 3.8
公債費比率(%)	15	16	6.6	16	△ 2.5	3.9	15.6	△ 1.3	2.6	16.8	7.7	10.5

第2節 効率的行財政の推進

一般会計推計表(歳入)

(単位:千円, %)

年 度		2005 平成17年度		2006 平成18年度		2007 平成19年度		2008 平成20年度		2009 平成21年度		2010 平成22年度	
項目													
一般財源	町 税	1,210,981		1,194,250		1,203,120		1,198,615		1,194,111		1,189,534	
	地方交付税	2,361,799		2,208,851		2,281,743		2,261,207		2,256,684		2,256,684	
	そ の 他	1,211,269		1,115,939		1,105,643		1,089,001		1,067,636		1,046,269	
	小 計	4,784,049		4,519,040		4,590,506		4,548,823		4,518,431		4,492,487	
特定財源	国庫支出金	267,578		236,545		228,787		221,029		213,271		205,512	
	県 支 出 金	321,958		293,892		286,719		279,546		272,373		265,200	
	財 産 収 入	1,030		1,042		1,000		1,000		1,000		1,000	
	分担金・負担金	90,047		90,619		80,159		80,159		69,699		69,699	
	使用料・手数料	86,673		100,293		101,000		101,000		101,000		101,000	
	町 債	102,600		147,000		200,000		200,000		200,000		200,000	
	そ の 他	96,385		90,569		90,000		90,000		90,000		90,000	
	小 計	966,271		959,960		987,665		972,734		947,343		932,411	
	合 計	5,750,320		5,479,000		5,578,171		5,521,557		5,465,774		5,424,898	
	分 類	財源内訳	構成比										
I	自 主 財 源	2,028,238	35.3	1,915,713	35.0	1,911,362	34.3	1,899,534	34.4	1,875,170	34.3	1,861,191	34.3
	依 存 財 源	3,722,082	64.7	3,563,287	65.0	3,666,809	65.7	3,622,023	65.6	3,590,604	65.7	3,563,707	65.7
II	一 般 財 源	4,784,049	83.2	4,519,040	82.5	4,590,506	82.3	4,548,823	82.4	4,518,431	82.7	4,492,487	82.8
	特 定 財 源	966,271	16.8	959,960	17.5	987,665	17.7	972,734	17.6	947,343	17.3	932,411	17.2

第2節 効率的行財政の推進

一般会計推計表(歳出)

(単位:千円, %)

年 度	2005 平成17年度		2006 平成18年度		2007 平成19年度		2008 平成20年度		2009 平成21年度		2010 平成22年度		
	推 計 額	構 成 比											
義務的経費	人 件 費	1,609,144	28.0	1,654,272	30.2	1,637,974	29.4	1,589,080	28.8	1,564,633	28.7	1,515,739	28.0
	扶 助 費	600,156	10.4	654,211	11.9	647,668	11.6	641,191	11.6	634,779	11.6	628,431	11.6
	公 債 費	854,874	14.9	838,229	15.3	832,384	14.9	826,539	15.0	820,694	15.0	814,849	15.0
	小 計	3,064,174	53.3	3,146,712	57.4	3,118,026	56.0	3,056,810	55.5	3,020,106	55.4	2,959,019	54.6
普通建設事業	普通建設事業費	402,426	7.0	423,039	7.7	429,143	7.7	420,643	7.6	420,000	7.7	420,000	7.8
	災害復旧事業費	1,012	0.0	2,065	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0
	小 計	403,438	7.0	425,104	7.8	431,143	7.7	422,643	7.7	422,000	7.7	422,000	7.8
その他	物 件 費	653,012	11.4	621,777	11.3	608,850	10.9	595,850	10.8	582,850	10.7	569,850	10.5
	維 持 補 修 費	38,507	0.7	36,971	0.7	36,000	0.6	36,000	0.7	36,000	0.7	36,000	0.7
	補 助 費	768,894	13.4	628,268	11.5	642,000	11.5	640,000	11.6	640,000	11.7	640,000	11.8
	そ の 他	822,295	14.3	620,168	11.3	732,152	13.1	760,254	13.8	754,818	13.8	788,029	14.6
	小 計	2,282,708	39.7	1,907,184	34.8	2,019,002	36.3	2,032,104	36.9	2,013,668	36.9	2,033,879	37.6
合 計		5,750,320	100.0	5,479,000	100.0	5,568,171	100.0	5,511,557	100.0	5,455,774	100.0	5,414,898	100.0